

515  
20



始



375-201



商學士原島茂著

生命保險論

文雅堂藏版

大正  
12. 2. 10  
內交

## 自序

從來我國に於て公にせられたる生命保険に關する著書敢て尠し  
とせず、然れども其の多くは生命保険の法律的研究にあらざれば  
則ち其の數理的説明に偏し經濟學若くは商業學の一部としての研  
究を主とするものに至ては全く之を缺けり、本書は乃ち此目的の  
下に編纂せられたるものなりと雖も所論未だ盡さざるものあり。  
庶幾くば研鑽攻究以て他日の大成を期せん。

大正十一年十二月

著者謹識

# 生命保險論

## 目次

第一章 生命保險の概念	(一)
第一節 生命保險學說	(一)
第一 損害保險說	(一)
第二 併立保險說	(一)
第三 否認說	(一)
第四 技術說	(一)
第五 需要說	(一)
第六 保全目的說	(一)
第七 危險轉嫁說	(一)
第八 經濟的貯蓄說	(一)
第二節 生命保險の意義	(九)
第二章 生命保險の沿革	(一四)
第三章 生命保險の種類	(二三)
第一 死亡保險、生存保險、混合保險	(二三)
第二 自己の生命保險と他人の生命保險	(二三)
第三 自己の爲めにする生命保險と他人の爲めにする生命保險	(二三)
第四 資金保險と年金保險	(二三)
第五 診査保險と無診査保險	(二三)
第六 健體保險と弱體保險	(二三)
第七 普通生命保險と簡易生命保險	(二三)
第八 利益配當付保險と利益無配當保險	(二三)
第九 家庭保險と金融保險	(二三)
第十 再保險と團體保險	(二三)
第十一 減額保險と延長保險	(二三)

第四章 生命保険契約の關係者……………(四二)

第一 保險者 第二 保險契約者 第三 被保險者 第四 保險金受取人

第五章 生命保険契約の要素……………(四五)

第一節 被保險者……………(四五)  
第二節 被保險利益……………(四六)  
第三節 保險金額……………(五一)  
第四節 保險期間……………(五二)  
第五節 保險料……………(五四)

第六章 生命保険料の意義……………(五五)

第一節 生命保険料の成分……………(五五)

第一款 純保險料 第二款 附加保險料 第三款 豫定利率……………(五五)

第二款 生命保険料の種類……………(六〇)

第一 自然保險料と平均保險料 第二 一時拂保險料と分割拂保險料 第三 普通保險料と特別保險料 第四 延滞保險料と復活保險料……………(六四)

第三款 生命保険料の性質……………(六四)

第七章 生命保険契約の締結……………(六七)

第一節 生命保険契約の成立……………(六七)

第一款 保險契約の申込 第二款 告知義務 第三款 第一回保險料の拂込 第四款 保險料の拂込場所……………(六七)

第二款 生命保険契約の繼續……………(八七)

第一款 繼續保險料の拂込 第二款 危險の變更増加 第三款 年齢の錯誤 第四款 保險契約の復活……………(八七)

第三款 生命保険契約の消滅……………(一〇四)

第一 生命保険契約の無効 第二 生命保険契約の失効 第三 生命保険契約の解除 第四 生命保険契約の完了……………(一〇四)

第四節 免責條項……………(一一三)

第八章 生命保険の經營……………(一二七)

第一節 事務の分掌……………(一二七)

第二節 新契約の募集……………(一三〇)

第三節 財産の運用……………(一三四)

第九章 生命保險會社の計算……………(一四七)

- 第一節 勘定科目……………(一四七)
- 第一款 未收保険料 第二款 責任準備金 第三款 支拂備金 第四款 任意準備金
- 第二節 利益の配當……………(一五二)
- 第一款 利益の源泉 第二款 株主又は基金贖出者配當 第三款 保険契約者又は社員配當
- 第三節 利益分配の方法……………(一五七)
- (一) 毎年配當法 (二) 据置配當法 (三) トンチン法
- 第四節 事業報告書……………(一五八)

**第十章 生命保険の數理**……………(一六二)

- 第一節 死亡生殘表……………(一六二)
- 第二節 生命保険料の計算……………(一七一)
- 第一款 純保険料 (一) 終身保険 (二) 定期保険 (三) 生存保險 (四) 養老保險 第二款 附加保險料
- 第三款 責任準備金……………(一七八)
- 第一款 保險料積立金 第一 純保險料式 第二 チルメル式 第三 年賦償却法
- 第四 營業保險料式

- 第二款 未經過保險料
- 第四節 解約價格……………(一八五)
- 第一款 解約價格の意義 第二款 解約價格の計算

**第十一章 生命保險事業の監督**……………(一九一)

- 第一節 總論……………(一九一)
- (一) 公示主義 (二) 準則主義 (三) 免許主義
- 第二節 保險事業の開始に關する規定……………(一九三)
- 第三節 保險事業の執行に關する規定……………(一九六)
- 第四節 外國會社に對する監督終……………(二〇〇)

# 生命保險論

商學士 原 島 茂

## 第一章 生命保險の概念

### 第一節 生命保險學說

生命保險の本質に關する學說に種々あり、損害保險說、併立保險說、否認說、技術說、需要說、保全目的說、危險轉嫁說、經濟的貯蓄說等は其主たるものなり。

第一 損害保險說 損害説は損害の意義を廣義に解し、之を以て財産に對する不利益なる結果なりとし、此意味に於て生命保險も亦保險にして損害保險たるべきものな

りと解せり、獨逸經濟學の泰斗アドルフ、ワグナーは此説の代表者にして之を祖述する學者少からず。或は之を以て物質的損害以外に精神的損害をも包含せしむべく、生命保險は實に精神的損害を填補するものなりと主張するコウラーの如きあり。

以上損害保險説は、強いて保險の性質に關する統一的説明を求めんとしたるの餘り、遂に損害の意義を濫りに廣義に解したる譏あるを免れず。經濟上損害の意義は之を以て金錢に見積り得べきこと、及び偶然たる事故に由來する直接の結果たることに制限せざるべからず。故に此説は多數の學者が指摘するが如く、常に生存保險の場合のみならず、死亡保險の場合に於ても亦妥當ならざるものあり。

第二 併立保險説 叙上損害保險説が到底生命保險を説明するに足らざるや、併立保險説を以て之に代へんとする者あるに至れり、即ち其説く所に據れば、元來生命保險と損害保險とは其性質を異にす、故に二者を包括する統一的説明を爲すは至難なるを以て、暫く保險を以て損害賠償又は定額支拂の契約なりとするに満足せざるべから

ずと、斯くして併立保險説中定額保險の觀念を以て生命保險を解せんとせり、獨逸の保險法學者エーレンベルヒ此説を主張す。

然れども此説は定額にもあらず又嚴正なる意味に於て、損害にあらざるものゝ給付を約する出產保險、傷害保險等が現に行はるゝを以て、保險學説としては不完全なるを免れずと雖も、生命保險より不條理なる損害の觀念を排除し、之を以て定額保險中の一體系となしたる點に於て、學問上前説に比して一進境を示したるものと云ふべし。

第三 否認説 生命保險を以て保險にあらずとする否認説の根據は、保險を以て悉く損害保險なりと斷定し、生命保險には損害の觀念なきを以て、此見地より生命保險の保險性を否認し、之を以て或は賣買の一種なりと論じ或は貸借の一種なりと説き、或は又貯蓄の一種なりと解せり、此説は少數の法律學者に依て主張せらるゝものとす。

然れども此説の缺點は何故損害の觀念を立脚とせざる保險を以て保險にあらずとするかを説明せざるのみならず、此説は保險を以て保險者と保險契約者とが互に給付を



約する點のみを重要視し、給付の内容たる保險技術上の構成を度外したるに在り。

四

**第四 技術説** 此説は保險の特徴を以て其技術的構成に在りとし、即ち之を以て統計を基礎とし公算の方法に依りて、大經營の下に算定したる保險料を以て擔保するもの、換言すれば數理上保險料と危險の均等を要素とする契約なりとし、之に依て損害保險定額保險を統一的に説明せんとしたるものにして、伊太利の保險法學者ヴィヴァンテの主張する所なり。

此説は右の如く保險の技術的構成より、保險の本質的概念を索求したるものにして、至難なる保險の統一的説明方法としては最も成功したるものと謂ふべし。一部の論者は此説を以て、保險を富籤と區別すべき標準なしとして批難すと雖も、此の如きは此説が保險料と危險の均等に強調を附したる點を看過せるの誤りに出づるものにして、固より採るに足らず。

**第五 需要説** 此説は保險を以て偶然なる事故に因りて生ずることあるべき經濟的

需要の充足に在りとし、此廣濶なる保險の使命觀より損害保險は損害の填補に依て需要を充足し、生命保險は一定金額の給付に依て需要を充足するものなりとするに在り。此説は伊太利の保險學者ゴビに依て唱導せられ、獨逸の保險學者マーネスに依て大成せられたるものなり。

此説は近時我國の學者間にも侮るべからざる勢力を及ぼし、渴仰者漸次其數を増加せんとする盛況に在りと雖も、此説の缺點とするは其中心たり鍵輪たる需要の意義明確ならず、從てフブカの難詰するが如く、保險事故發生に因りて何等經濟的需用を喚起せざる場合あるを以てなり。

**第六 保全目的説** 此説は前説の需要充足なる茫漠なる觀念に満足せず、之を以て經濟的地位の保全に在りとするものなり、即ち保險を以て將來發生することあるべき損害又は缺乏に對し、經濟的地位を保全せんことを目的とするものなりとし埃太利の學者フブカに依て主張せらる。

此説はフブカも論ずるが如く、保險の本質に關するエーレンベルヒ一派の二元的説明を以て眞理を研究する者の到底忍ぶ能はざる所にして、此の如きは畢竟するに保險其物の性質に由來するにあらず、之を研究する方法の誤れるに在り、換言すれば從來の學者は保險の結果のみに着眼し、其目的若くは動機を看却したるに原因すると爲し、遂に此説を樹立するに至りしなり。然れども此説も需要説と同様に各個の保險に就て觀察するに、必ずしも此の如き目的若くは動機を必要條件とするものと解し難きものあるを以て、未だ完全なる定義と謂ふべからず。

**第七 危険轉嫁説** 此説は將來經濟上の損害若くは費用を惹起することあるべき虞を危険なりと解し、此の如き危険を保險料を對價として保險者に轉嫁するを以て、保險の本質なりと主張するものにして、米國の學者ウイレットの唱導する所なり。

然れども此説は社會制度としての保險の施設を前提し、之を利用する者の立場より保險の本質を考察したるものなるが故に、側面的觀察の譏あるを免れずと雖も需要説

保全目的説等の茫漠たる説明方法に比すれば、一段の進境を示せるものと謂ふべし。殊に自家保險が保險にあらずして貯蓄の一形式に過ぎざる理由として本邦一部の學者が危険團體構成の要素を以て單純に人に求め泰西學者の言葉尻を捉へて物にあらず場合にあらざと漫然高調するも、之を保險技術上より觀れば危険團體構成の要素は人たることあり物たることあり、或は又ワグナーの解するが如く之を場合とするも可なり、要は危険に曝されたる保險の目的が大數觀察の基礎となるを得ば茲に危険團體の構成ありと謂ふべく、然かも自家保險が保險にあらずして、貯蓄の一種たるに過ぎざるは危険が依然として自家に留まり、保險の保護なき状態と毫も異なる所なきを以てなり。此點に於て危険轉嫁説は最も雄辯に自家保險の根據を遺憾なく粉碎せるものと謂ふべし。

**第八 經濟的貯蓄説** 此説は保險の根本觀念を以て損害にあらず、又經濟上の需要にもあらずして所得に對する不確定を確實にするに在りと爲すものなり、詳言すれば

單純なる貯蓄は所得の安固を期するに於て不十分且不經濟たるを免れず、何となれば、

(イ) 貯蓄の目的たる事件が實現するや否や不確定なり。

事件の實現は確實なりとするも實現の時期不確定なり。

(ハ) 事件實現の場合に於ける貯蓄額は豫定せるものと一致すべきや否や不確定なり

若し其貯蓄額にして不足せんか豫期の目的を達することを得ず。

(ホ) 若し又貯蓄額にして多きに失せんか是れ必要なるべかりし消費を犠牲に供した

るものにして不經濟なり。と、即ち保險は右の不十分不經濟なる不安を除き、以て所得の安全を確保するに在りとし、此説の主張者たるヒルゼは保險の定義を下して、曰く、保險とは不確定を利用し、不確實に曝露せらるゝ多數人をして貯蓄を負擔せしめ以て、經濟上の不確實より生ずる貯蓄の不十分且不經濟を除去するを以て、其目的とする經濟的施設なり、と此定義は一言以て之を蔽へば不確實性を利用して、不確實性を除去する方法即ち保險なりとするに在り。

然れども此説は生命保險の如き事件實現の確實なるものを説明するに便なるも、損害保險に於けるが如く事件實現の不確實なるものに在りては、此學説の主唱者自身が批難する如く、必要なるべかりし消費を犠牲に供する場合を容易に想像し得べきを以てなり。

## 第二節 生命保險の意義

前節に述べたるが如く、生命保險の本質に關しては種々の學説ありと雖も、之を以て人の生死を保險事故とする保險の一部類なりとする點に於て敢て異論あるを聞かず、我商法も其第四百二十七條に於て生命保險に關して定義的條文を掲げ「生命保險ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ關シ一定ノ金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ報酬ヲ與フルコトヲスルニ因テ其效力ヲ生ス」とせり。而して茲に所謂人の生死の意義に付き學者間に見解の相違あり、從て其範圍同一ならざるのみ。即ち人の生死を以て單に死亡のみと解すべきか、又は死亡生存の兩者を包含すと爲すか若

くは物保険に對する人保険を以て、之に擬するが正當なりや否やに依り其意義に廣狹ある所なり。

第一の説は人の生死を以て單に人の死亡のみに限定する狹義說にして、死亡保險即ち終身保險のみを以て生命保險なりと解するものなり。然れども此くの如きは生命保險發達の初期に於ける事實現象を説明するものとしては一理あるが如しと雖も、現今此説を採用するものなし。

第二の説は現今多數の學者の承認する所にして、生命保險を以て人の生存及死亡を保險事故とするものなりとするに在り、現今普通に行はるゝ死亡保險たる終身保險、生存保險と死亡保險との併立より成る混合保險たる養老保險、生存保險たる教育資金保險、嫁資保險等は勿論年金保險、確定期拂保險等之に屬す、此説は前記の狹義的に對して廣義說と云ふ。

年金保險を以て我商法の解釋上生命保險にあらずと爲す者あり、其說 據れば條文

には一定の金額云々とあり、而して終身年金保險に於ては何時まで生存するか不明なるを以て保險者の給付すべき保險金額は總額に於て一定せず唯毎年支拂はるゝ年金額のみ一定するに過ぎずと論じ、生命保險契約に於ける一定の金額なる文字を手形要件に於ける一定の金額なる文字と同一に嚴格に解釋せんとするものなり。然れども茲に一定なる文字は然かく嚴格に解することを要せず、一定し若くは一定し得べきものなれば可なり、在ると在るべきものと同一に解すべき立法は所々に散見すべきを以てなり。故に字句の末に走りて終身年金保險を以て、我商法に所謂生命保險にあらずとするの非なると同時に、之を以て各定期間の生存に關し各定期金を支拂ふものなるが故に、重疊的に保險事故が発生すべき一種の生存保險に屬するものと觀察するも亦蛇足なり。

次に確定期拂生命保險即ち保險金を今より十ヶ年若くは十五ヶ年後に支拂ふべく、若し其以前に被保險者死亡せば、爾後保險料を拂込むことを要せざるも、保險金は契

約の期間経過せざれば拂渡さざるが如き保険を以て、之亦我商法に所謂生命保険にあらずと論ずる者あり、其説に依れば我商法第四百二十七條には相手方又は第三者の生死に關し一定の金額を云々とあり、生死に關し一定の金額とあるが故に一定金額の給付が生死に關する場合ならざるべからず、然るに確定期拂生命保険に於ては一定金額は生死に關せず支拂はれ、唯報酬が生死に關するのみなり、故にかゝる保険は商法上の生命保険にあらずと解せざるべからずと、然れども予は之を以て解釋の誤なりと斷ぜんと欲す。惟ふに此の如きは此種の保険に於ける一定金額の給付を以て其性質を定めず、漫然生死に關せずと妄斷したるが爲めなり、蓋し確定期拂生命保険は養老保険の一種にして唯早期死亡の場合に、保険金の支拂が契約期間滿了迄留保せらるゝ點のみを異にするものにして、其の削減期間内の死亡が保険金の一部を支拂はるゝに過ぎざると性質を一にするものなり、即ち前者は保険金の全部を支拂はるゝも其支拂期に制限あり、後者は即時支拂はるゝも保険金の一部たるの相違あるのみ、而して後者を

以て純然たる商法上の保険なりと解するに拘らず、前者を非とするに至ては之れ明かに論理の矛盾なり採るに足らず。

第三の説は生命保険に所謂人の生死を最も廣義に解し、其範圍を人に關する保険即ち人保険に擬するものなり、故に此説に依れば前述の廣義に屬する保険は、勿論其生存中に遭遇することあるべき一切の保険事故に原因して、保険金の支拂を爲す保険、例へば疾病奇災廢疾老衰等を保険事故とする保険は、勿論傷害保険徵兵保険等をも包含するものにして、前述の廣義説に對して此説を最廣義説と云ふ。

我商法及び保險業法の規定する生命保険の意義に關して學者の説く所一ならず、即ち最廣義に解するに於ては事實上の不都合比較的尠しと雖も、廣義に之を解する場合には純然たる生命保険の範疇より除外し類推解釋に依て僅に其存在を認めんとするが如く、爲めに取捨に迷ふことなきを保せず、而して本書に於て研究せんとする生命保険は上述第二の説即ち廣義説に遵ふものなり。

## 第二章 生命保險の沿革

抑も保險の起源に付ては學者間に屢々論究せられたる所なりと雖も、未だ其時期と發祥の地を明にしたるものなし、而して生命保險の起源に付ても亦同じ或は羅馬帝國分離の時代より既に存在したりと論ずる者あり、即ち當時既に年金計算表の存在せしを唯一の證據として生命保險の行はれしことを歸納せんとするに在り、蓋し年金計算表は人の死亡表を基礎として作成したるものなるが故に、死亡表の存在は乃ち生命保險の存在を證明するに足ると爲すに在り、或は又生命保險の起源を以て海上保險の附帶事業として、航海に従事する人の生命に關する保險を引受たるに生まれりと説く者あり、然れども其孰れにもせよ生命保險が近世的合理的意義に於て發達するに至りしは之を十八世紀後に歸せざるべからず、蓋し生命保險の合理的經營には統計に數理を應用したる死亡表に根據することを要するを以てなり、即ち近代的の生命保險は十七

世紀の中葉始めて佛蘭西に於てフェルマー、パスカルの二大數學者に依りて稍や完成せられたる「確ラシサ」論の攻究と十七世紀の末葉獨逸の統計學者ノイマンガブレヌラウに於ける死亡者を男女別に分ち、死亡年齢に従ひて各年に於ける死亡數を算出したる統計材料に基きて、英國の天文學者ハレーが「確ラシサ」の原則を適用して死亡生殘表を編成するに及び、生命保險は茲に始めて科學的根據を有する制度となり、今日の隆昌を見るに至りしなり。尤も此以前に於ても前記羅馬の死亡表を始め千六百六十一年に成れるパスカルの死亡表千六百七十一年に成れるド、ウイットの死亡表千六百六十二年に成れるペッチー及びグラントの死亡表等ありて人類の壽命を表示せるものありしと雖も、是等は何れも其根據を臆測に置き、精密なる數理を應用したるものにあらずりしが故に、到底ハレーの編成したる死亡表の正確に比すべからざるや勿論なりしを以てなり。

斯くして十八世紀に至りて最初に起れる生命保險會社は一七〇六年英國に設立せら

れたる「アミケーブル」會社とす、然れども其營業の方法極めて不合理にして、全然學術的基礎を缺けり、即ち保險料を老幼強弱を問はず一律に定めたる如き是なり「アミケーブル」會社の創立に續て數多の投機的會社勃興せしも何れも潰滅に歸せり、其後一七二〇年に「ロンドン」保險會社及び「ローヤル、エクスチェンジ」會社起り一七六三年には生命保險史上に一新紀元を作りし「キクイテーブル」保險相互會社の創立ありドブソンの死亡表を採用して、保險料を年齢別男女別に依て徴收して在來の主觀的の臆測に成れる保險料は一大變革を加へたるのみならず、一七八一年より有名なる「ノーザムプトン」表を採用して三分の豫定利率を採用するに至り、會社の基礎益々堅く其事業繁榮して連綿今日に至りオールド、キクイテーブルとして斯界に重きを爲すに至れり。

於是乎キクイテーブルの例に倣ひ生命保險會社踵を接して起れり、即ちペリカンは一七九七年にロンドン、ライフプロビデント、ロツク等は何れも一八〇七年に現はるゝに至れり、而して此時代より一八四五年に株式會社法制定せらるゝに至りしまで、英

國生命保險史上の黄金時代なりしも、漸く此頃より生命保險を濫設して奇利を一舉に制せんとする無數の泡沫會社出現し、公益を害したること尠からず、而して前記の法規を以てするも其濫設惡行を防止するに足らざりしかば一八五三年議會は調査委員を擧げて保險會社取締法案を作成せしめたり、而して一八六二年の會社法の結果生命保險を營む者は從來の如く單に冒險者流にあらずして眞面目なる人士の企圖する所となりしのみならず、一八七〇年に制定したる生命保險會社法は、新設會社に供託金の納附を命じて以て一方に於て保險會社の濫興を防ぎ、他方に於て會社の基礎を強固ならしむる等保險業の進歩發達に適切なる政策を行ひしが爲め、大に斯業の面目を革め爰に今日の隆運昌々たる英國生命保險業の基礎を作れり。

英國以外の諸國に在りては何れも範を英國に取りしものにして佛蘭西にては「ローヤル」會社が一七八七年來生命保險を營みしも、大革命の變に遭ひて一七九三年に潰滅し爾來一八一九年「ゼネラル」會社の創立せらるゝ迄、全く生命保險會社の出現を見

ず實に同國の生命保險史上暗黒時代たりしなり、「ゼネラル」に次ぎ一八二〇年に「ロイヤル」設立せられ一八二九年「ユニオン」會社の創設を見其後一八四四年より一八五八年迄更に四個の新設會社を増設し順調の發達を遂げたり、而して一八六六年には更に會社増設せられたり、而して普佛戰爭は當時少しく其發達に障礙を與へしも大勢は寧ろ從來よりも活況を呈し此間有力なる會社續出して今日に及べり。

獨逸にては一八〇六年「ハンブルヒ」にて生命保險を計畫せし者ありしも、内亂の爲め杜絶し其後之が計畫は一再に止まらざりしも遂に成功せず、其後一八二八年始めて「リュウベック」に株式組織の保險會社起れり此會社は所謂混合組織に屬し其利益を保險契約者に分配したり、翌年「ゴータ」に「ゴータ火災保險會社」と併びて「ゴータ生命保險會社」が相互組織にて設立せられ今尙同國保險界の重鎮たり、我國最古の生命保險相互會社たる第一生命は實に其範を「ゴータ」生命に採れるは夙に世人の知る所なりとす。翌一八三一年「ゴータ」會社の例に倣ひ「ライプツヒ」保險相互會社起り爾後生命保險業漸

く盛大を致し一八五七年には早くも相互會社六、株式會社十を數へしのみならず同年簡易生命保險を目的とする「プロビデント」會社組織せられたり。かくして獨逸に於ける生命保險業は普佛戰爭後更に一段の活氣を呈し一八九四年には相互會社二十二社、株式會社十八社を數へ更に一八九八年には相互會社十八社株式會社二十二社に達せり。

更に米國に在りては十九世紀の初交まで生命保險は僅に海上若くは火災を營める會社の兼業として限られたる範圍に於て行はれたるに過ぎざりしが、一八一二年ペンシルヴァニア會社が五十萬弗の資本を以て生命保險業を開始したるを其の最初とす、續て一八一八年に「マサチュセツ」會社一八三〇年に「ニューヨーク」生命起り後十二年を経て「ミニューチュアル」會社起れり、是れ現今世界第一の會社にして支店を世界の各地に設け最も進歩的に事業を營めり、而して米國生命保險業史にも興亡隆替ありて薄資微力の會社が横行して慘毒を流したるは、恰も英國の泡沫時代と時期を一にして起



り、一八四七年より一八五〇年に至る間は最も甚しかりき。於是マサチエセツ州は他に先んじて保険監督の府を開き之に遅るゝこと三年紐育州も亦之に倣ひ漸次他州に普及せり。此の如く生命保険に對する政府の監督漸く嚴重を加ふると共に、保険業者も互に警しめて輕舉妄動することなかりしが故に、事業は順調に發達し一八七〇年代には會社總數七十社契約十六億弗を數ふるの盛況を呈せり、爾後財界の不況と共に生命保険は反動時代に入り一八七六年には會社數四十五社に劇減したり、然れども一八八〇年代より漸次回復し一九〇三年には會社數八十社契約百五億弗、更に一九〇五年に至り會社數八十四社契約高二百億弗を數へ全世界に於ける保険契約高の十分の七を示すの盛況を呈するに至れり。

以上歐米諸國に於ける生命保険事業の沿革の大要を述べたり。翻て我國に於ける生命保険發達の跡を尋ぬるに、其合理的事業としての形式を備へたるは、漸く明治年間の事に屬す、然れども保険思想は古へより存在したるもの、如く、既に孝徳天皇の御

代に諸國に令して常平倉を設けしめ、毎年收穫したる穀類を各戸平均に之を一定の倉庫に納めしめ凶年に際して各戸平分に之を分配したるが如き之なり、其他徳川時代に至つて發生したる五人組制度頼母子講の如き、其性質全然保険と同一ならずと雖も、平時均等の貯金を爲し一旦吉凶禍福に際會するや、之を慶吊する制度の中に保険思想の潜在せるを透見するに足るべし、其後王政維新となり歐米文物の輸入盛に行はれ、新制度は日進月歩の勢を以て各方面に採用せらるゝに至り、保険も亦歐米の制に倣ひ明治十二年八月半官半民の事業として、東京海上保険株式會社始めて合理的組織を以て現はれたり、次て明治十三年一月共濟五百名社は、生命保険の先驅として同志五百名の保険組合を組織し、翌十四年七月には、現今の明治生命が我國に於ける合理的生命保険の權輿として起れり、爾來明治二十一年三月東京に起れる帝國生命保險會社を第二とし、翌年九月大阪に起れる日本生命保險會社を第三とす、爾來明治廿六年以後の濫設時代迄に三會社の創立を見たるも何れも間もなく潰滅せり、而して明治二十六

年に至り一方金融の緩漫なりしと、他方從來の會社が得たる成功に眩惑せられ、何等の成算なく會社を組織したるもの、同二十九年末迄に百二十を下らず、然れども之等は何れも泡沫の如く起り夢幻の如くに潰滅したりと雖も、明治三十三年保險業法施行せらるゝに及び、信用基礎の強固ならざるものは、閉業の止むなきに至り明治三十四年末には會社數四十社契約高二億圓に達せり。

爾來我國は日露戦争世界大戰を迎へて、國威發揚し國富頓に加へたるは、保險思想の健全なる發達と共に斯業は益々隆運に向ひ、今や會社數四十三社契約高三十億圓を悠に突破するの盛況を呈するに至りぬ。

### 第三章 生命保險の種類

生命保險は其觀察點を異にするに依りて種々に分類することを得べし、今其主なるものを擧ぐれば大凡次の如し。

第一 生命保險は被保險者の生死たる保險事故の種類に依りて之を死亡保險、生存保險、及び混合保險の三種に區別することを得。

(イ) 死亡保險 死亡保險とは被保險者の死亡を以て保險事故とするものにして、換言すれば被保險者が死亡したる場合に限り保險金の支拂を爲すものを云ふ。

死亡保險は其契約の期間が終身なるか、一定の期間なるかに依り更に之を別けて終身保險定期保險の二種となすことを得。

終身保險とは被保險者の終身に亘るものにして、被保險者が何時死亡するも保險金の支拂を爲すものを云ふ。此の如く終身保險は被保險者の死亡を條件として保險金を

支拂ふものなるが故に、被保険者が同時に保険契約者たる場合に於て、生命保険本来の使命即ち遺族の將來を患ふる後圖策として最も適當なる保険種類なりとす、又學問上より云ふも終身保険は各種の生命保険中最も單純にして、且一般的なるを以て學者は、生命保険の性質を論ずるに當り之を目標と爲さざるもの殆んど稀なり、實に狹義に於ける生命保険を以て終身保険なりとしたるは即ち其出發點を是に有するものなり。

(定期保険とは一定の期間のみ被保険者の死亡を保險し、其期間内に死亡したる場合に限り保險金の支拂を爲すものを云ふ、)元來定期保険は其期間が契約締結當時一定せらるゝことを特色とするものなるが故に、理論上二十年若くは三十年等の比較的長期の定期保険存在すべき理なりと雖も、定期保険發達の沿革上の理由に依り多くも十年を出てず、而して十年以上の比較的長期に亘るものに依りては、終身保険に依るか若くは最近の發達に係る養老保険を選択するを常とす。蓋し定期保険は海外旅行者若く

は債務者殊に恩給年金を擔保として債務を負はんとする者が、債權者の爲めに一時便宜上の理由より生命保険を必要とするものなるが故に、海外の旅行終了するか又は債務を辨済したる後は自然其必要なきに至るを以てなり。

終身保険は其保險料拂込の方法如何に依り之を尋常終身保険、有限掛金終身保険及び一時拂終身保険の三種に區別することを得、尋常終身保険とは被保険者の生存中毎年一定の保險料を拂込むものを云ひ、有限掛金終身保険とは十年十五年若くは二十年等保險料拂込の年數を定め其期間中は尋常終身保険と同じく毎年一定の保險料を拂込むことを要するも、爾後之が拂込を要せず何時にても被保険者の死亡したる場合に保險金を支拂ふものを云ふ、從て此種の保險料は拂込期間の短き程保險料高く又尋常終身保険の保險料よりも高きを常とす。

一時拂終身保険は保險料を保險契約締結の際一時に拂込むものを云ふ、而して此種の保險は特に一時に保險料を拂込む事情の下に在る者に對しては便利なる方法なら

死亡保険は被保険者が単數なるか複數なるかに依り、更に之を單生保險聯生保險の二種に區別することを得べし。

單生保險とは上述各種の保險に於て一人の被保険者を保險の目的とし、其死亡を以て保險事故とするものにして最も廣く行はるゝものなり。

聯生保險とは二人以上の被保険者を同時に保險の目的とし、其死亡を以て保險事故とするものにして、例へば甲乙二人何れが死亡するも残りの者が保險金の支拂を受くるものを云ふ。此種の保險は甲と乙とが組合事業を營むが如き場合に締結せらるゝことあり、又夫が死亡したる場合には妻に若くは妻死亡したる場合には夫に保險金を支拂ふものにして、特に此形式を生殘保險と云ふ。

(□) 生存保險 生存保險とは被保険者が一定の年齢までの生存を保險事故とするものを云ふ。而して現今主として我國に行はるゝは教育資金保險、嫁資保險及び長壽

保險の三とす。

教育資金保險は通常高等教育を受けんとする者に對し、修學の資を準備せんが爲めに子女を被保険者として締結する保險にして。純然たる生存保險の一種なり。

嫁資保險は結婚の資を準備せんが爲めに女兒を被保険者として、締結する保險にして之又純然たる生存保險の一種なり。

最後に長壽保險は老後を安からしめんが爲めに締結する保險にして之又純然たる生存保險の一種なり。

上述の如く生存保險は被保険者が一定の年齢に達したる場合に、保險契約は消滅し、又被保険者が其以前に死亡するも、之亦契約を消滅せしむるを以て被保険者が一定年齢に達せざる以前に死亡せば、保險者は既に收めたる保險料を全部收得するも敢て差支なき理なりと雖も、斯くては事業の擴張上不便なるが故に、此の場合に既收保險料の一部又は全部を利子を附せずして返還する旨を約款に規定するを常とす。

## (ハ) 混合保険

混合保険とは我國に於て養老保險の名稱を以て最も廣く行はるゝものにして、其形式は前述の死亡保險と生存保險とを結合したるものなり、換言すれば被保險者が一定の年數を経過したるとき生存すれば、保險金を支拂ふと同時に其以前に何時死亡するも之亦保險金を支拂ふ仕組のものとす、茲に一定の年數は保險金を受取るべき時の到達年齢に依て定むることあり、例へば六十歳受取養老保險若くは六十五歳受取養老保險等の如し、又期間を以て定むることあり例へば十年滿期養老保險とする倍額保險あり、期間中五年毎に有效保險契約に限り、保險金の一割若くは二割を増加すべしとする累加保險あり。

養老保險は現今我國のみならず諸國に於ても最も廣く行はれ、實に保險種類中の最も代表的なるものなり。而して養老保險が此の如く一般世人の好評を博したるは、固より之に依て啻に遺族のみならず、自己の爲めにも備ふることを得べき一舉兩得の利

益あるに職由すと雖も、保險會社が平均收入保險料の高きを欲し、出來得る限り保險料率の比較的低き終身保險を避け、餘力を料率の高き養老保險の獲得に傾注する宣傳の效にも歸せざるを得ず、然れども生命保險本來の使命より論ずれば、養老保險よりも寧ろ純然たる死亡保險に其本質的價値を認めざるべからず、況んや其低率なる保險料を利用して養老保險に於けるよりも多額の保險金を以て遺族を保護し得るの利益あるに於てをや。

第二 被保險者が自己なるか他人なるかに依り、生命保險を自己の生命保險及び他人の生命保險の二種に區別することを得。

自己の生命保險とは保險契約者が同時に被保險者たる場合を云ふ。

他人の生命保險とは被保險者が保險契約者以外の他人なる場合を云ふ、而して之を區別するの實益は他人の生命保險を無制限に認むるときは、利害關係なきに拘らず濫に他人の生命を保險に附し、賭博類似の契約を爲す弊害を生すべく、或は又保險金を

得んが爲めに故意に被保険者の生命に危害を及ぼす虞あり、之を以て他人の生命保険が有効なるが爲めに諸國の法律は概ね之に必要なる條件を規定せり。

註

(イ) 英吉利に於ては他人の生命に付金錢上の利害關係あるにあらざれば、此種の保険を契約することを得ざる旨をジョウジ三世の賭博條例に依て規定せり。此主義により妻のみ夫の生命を保險に附し得らるゝものなりと久しく解せられたる所なるも、一九〇九年の判決以來夫も又妻の生命を保險に附することを得るに至れり。米國に於ては成文法なきも判例に依り一般法として英法と同様の趣旨を採れり。

(ロ) 白耳義和蘭伊太利葡萄牙等の諸國は、保險契約者が被保険者の生死に關し金錢愛情其他或利益を有することを必要とし、是等の利益關係なき場合に保險契約を無効とせり。

(ハ) 獨逸及瑞西の保險契約法は、單に被保険者の同意を必要とするのみにして利益の觀念を排斥したり。  
(ニ) 匈牙利商法は折衷主義を採り利益同意二者中何れか存在すれば可なりとせり。

我商法從來の規定は保險金受取人の範圍を、被保険者其相續人又は親族に限定したる結果債權者が、其債務者の生命を保險に附せんとする實際上必要なる場合に添はざる不便ありしも、改正商法は之を同意主義に改め保險金讓渡の場合にも獨瑞法と異なる

り、之亦被保険者の同意を要件としたり。

第三 保險金受取人が保險契約者と同一人なるか否かにより、之を自己の爲めにする生命保險と他人の爲めにする生命保險との二種に區別することを得。

自己の爲めにする生命保險が死亡保險なる場合には自己は事實上保險金を受取ることに能はず、此の場合には其相續人保險金を受取ることとなる。

保險金受取人が保險契約者以外の他人なる場合は、即ち他人の爲めにする生命保險なり。而して他人の爲めにする生命保險は、前述の他人の生命保險と混同すべからず、蓋し他人の爲めにする生命保險に在りては、其他人が被保険者たることあり、保險契約者が被保険者たることあり、或は又第三者が被保険者たることあり、換言すれば保險契約者、被保険者、保險金受取人の三者は同一人なることあり二人なることあり、或は又三人なることあり其二人なる場合に於ても、保險契約者と被保険者とが同一人たることあり、或 被保険者と保險金受取人とが同一人たることあり、或は又保險契約者

と保険金受取人とが同一たることの各種の組合せを生じ得べければなり。

第四 生命保険は保険金支拂の方法に依りて之を資金保険、年金保険の二種に區別することを得、資金保険とは現今我國に行はるゝ唯一の形式にして、保険金の支拂が一時に行はるゝものを云ひ、年金保険とは保険金の支拂を一時に行はずして、保険金を年金の形式に於て被保険者の生存中若くは一定期間中毎年交付するものを云ふ、而して此種の保険は未だ我國に行はれずと雖も、歐米諸國に於ては夙に行はるゝ所なり。蓋し未だ我國に行はれざるは彼此家族制度の差異に原因するものなるべし。

年金保険は年金交付の期間に依り之を終身年金保険、定期年金保険の二者に區別することを得、前者は年金交付の期間が被保険者の一生に亘るものを云ひ、後者は年金交付の期間を十年若くは十五年等に一定し、此期間中被保険者生存する場合に限り年金を交付するものを云ふ。

年金保険は亦年金交付の時期に依り之を即時年金据置年金の二種に區別することを

得。

即時年金保険とは交付すべき資金保険の資金を其年より即時年金の形式に於て交付するものにして、第一回の年金交付の時期に依り、更に之を年始拂年金と年末拂年金との二種に區別することを得、年始拂年金とは別に前拂又は期首拂年金とも稱せられ、資金保険の資金が即時年金の形式を取ると同時に、第一回の年金を交付せらるゝものを云ひ。年末拂年金とは別に後拂又は期末拂年金とも稱せられ、資金保険の資金が即時年金の形式を取りたる時より一年經過したる後始めて、第一回の年金を交付せらるゝものを云ふ。

次に据置年金保険とは、資金を年金の形式に變更したる時より一定の期間を經過したる後始めて年金を交付せらるゝものにして、若し其据置期間中に被保険者死亡せば毫も年金の交付を受くること能はざるものとす。

年金保険は其交付せらるべき年金額の確定せると、増減するとに依り更に之を確定年金保険、遞増年金保険及び遞減年金保険の三種に區別することを得、確定年金保険

とは毎年交付さるべき金額が契約期間中同一なるものを云ひ、遞増年金保険とは年金が年と共に漸次増加するものを云ふ、而して遞減年金保険とは右に反して年金が年と共に漸次減少するものを云ふ。

以上は保険金を一時に交付せらるゝ代りに、年金の交付を受くる場合を述べたるものなりと雖も、此外別に年金契約と稱するものあり、即ち自己の生存中年々一定の收入を得んとする者は、年金會社又は年金を業とする生命保險會社と終身年金契約を締結し、年金の現價に相當する元金を一時に拂込めば、會社は其者の生存中毎年契約の金額を交付すと爲するもの是なり。惟ふに年金契約を締結するは自己の財産を利用する能力を缺くか、又は其煩を避けんとするが如き場合、若くは死後財産を遺す必要なき場合等に行はるゝものにして、實に此方法に依り毎年所定の金額を受け、生存中其利益に浴せんとする者に對して極めて至便の方法なりと云ふべし。

此種の年金契約は資金保險に於ける資金を年金の形式に改めたるものと内容實質を

一にするを以て後者に付説明したるものを其儘之に適用し得るものと解すべし。

**第五** 生命保險は契約締結に際し、豫め被保險者の身體を檢査すると否とに依り之を診査保險と無診査保險とに區別することを得。

診査保險は會社醫若くは囑託醫が契約採否の前提條件として、被保險者の身體を檢査するものを云ふ。然れ共保險の種類に依りては全然診査の必要なき物あり、生存保險に屬する保險の種類は之に屬す、蓋し生存保險に在りては一定の期間生存することを條件として保險金を支拂ひ、若し其以前に死亡したる時は、既收保險料の一部若くは全部を支拂ふに過ぎざるを以て、病弱なる者は自ら此種の保險に加入せざるべく加入するも會社に損害を與へざるのみならず、少く共會社は利子を收得する利益あればなり。

無診査保險とは之に反し契約締結に當りて被保險者に醫的診査を行はざるものを云ふ、從て弱體者の加入を防止するが爲めに一般に告知義務を嚴重にすると同時に、保險金の支拂に關して所謂削減期間を設くるを常とす、即ち被保險者が契約締結後一年



以内に死亡したるときは、保険金を支拂はずして單に既拂込保険料を返還するに止め、二年以内に死亡したるときは保険金の二分の一、三年以内に死亡したるとき始めて契約の保険金を支拂ふと爲すが如きは是なり。

惟ふに被保険者に對する身體検査の効力は、契約締結後三四年にして全然消滅するものなりとの實際上の見地に、無診査保険は其存立の基礎を有するものにして、被保険者の數大なる場合には告知義務の嚴重なる履行の下に於て、保険者に敢て著しく不利なる影響を與へざるは、斯業が堅實なる發達を遂げつゝある現狀に對して毫も疑を容るゝの餘地なし。

無診査保険は簡易保険團體保險等に行はるゝものにして、現今我國には未だ團體保險の制度なく、且簡易保険は政府の施設に係るを以て民間保險は悉く診査保險たるものなり。

**第六** 生命保險は被保険者の體質が保險會社の標準とする健康度以上なるや否やに

依り、之を健體保險弱體保險の二種に區別することを得。

健體保險とは保險會社の身體検査に合格し得る健體者の保險にして、現時我國に行はるゝ生命保險は悉く健體保險なり。

弱體保險とは保險會社の身體検査に合格し得ざる弱體者の保險にして、歐米諸國に在りては夙に此種の保險行はる、惟ふに弱體にも種々あり、其良好なるものに在りては之を健體に準じ、短期の契約に依り其健康度に應じて保険料に適當の割増を行はゞ、弱體保險の合理的經營は敢て至難の業と云ふべからず。

健體保險は節制者保險と混同すべからず、蓋し禁酒者節酒者必しも健體なりと云ふべからず、否多くの場合に於て虚弱者なるを常とす。是れ英國に於て近代的生命保險業の開始せられし當時禁酒者節酒者の保險加入を拒絶したる所以にして、此反動として設立せられたる英國のプロビデント、ライフ、インシュランス、コムパニーが飲酒者に對して割増保険料を徴し、以て其加入を防止するの舉に出でたる所以なり。尤も過

飲は何れにするも天壽を減損する原因なるを以て、其加入に割増保険料を徴するか若くは全然謝絶するは公平の措置と謂ふべし、然れども此理由あるが爲めに禁酒者に保険料の割引を行ふべき結論を生ぜず。

**第七** 生命保険は其契約手續の簡易なると否とに依り之を普通生命保険簡易生命保険の二種に區別することを得。

普通生命保険が通常有産階級を其華客とするに反して、簡易生命保険は主として無産階級の生命保険を其目的とする點に於て、其最も顯著なる差異を求むることを得べし、從て是等階級者の爲めに出來得る限り便宜なる加入方法を構ずるの必要は、即ち此種保険の成立を要求したる所以なり、故に其特色は保険金の少額なると保険料の拂込も週掛又は月掛等にして、保険者より集金人を派し戸別的に集金を爲すこと、保険料を單位として保険金を算出すること、保険料の算出に國民表を採用すること、身體検査の方法を採らざるか若くは其方法簡單なること及び無診査の結果として、前述の如く保

險金の支拂に削減期間を設け、以て弱體の濫入を防止すること等は其主なるものなり。

簡易生命保険は右に述べたる如く、其取扱に於て普通生命保険と大に趣を異にする所ありと雖、其法律上經濟上の性質に至ては兩者全く同一なり、然れ共我國には未だ私營の簡易保険なく政府は社會政策上の見地より、之を獨占する趣旨を以て簡易保險法を制定せり、而て此法に依る簡易生命保険は政府が營業として之を爲すものにあらずれば、商法の所謂保險にあらず從て商法中生命保險に關する規定の適用なきものとす。

**第八** 生命保険は利益分配の有無に依り之を利益配當付保險、利益配當無保險の二種に區別することを得、即ち利益配當付保險とは保險契約者をして保險會社の利益の一部に均霑せしむるものにして、株式組織の會社が相互會社への對抗上其長所を模倣したるものなり、現今我國に行はるゝ生命保険は多く此形式に依る。

**第九** 生命保険は其之を附する目的若くは動機の如何に依り、家庭保險と金融保險の二種に區別することを得、家庭保險とは主として遺族の爲めに契約する保險にして、

此種の保険に在りては一般に利益配當付保険を選ぶを常とす、而して金融保険とは金  
 錢貸借の關係より借主が債務の完済前死亡するに由りて貸主に損害を被らしめざる必  
 要より契約するものなるが故に、保険料の低き保険種類にても差支なきを以て、一般  
 に利益配當無保険を選ぶの風あり。

**第十** 生命保険は危険集散の見地より、之を再保険と團體保險とに區別することを  
 得、再保険とは一の保險者が引受たる契約上の責任の全部又は一部を他の保險者に保  
 險する契約を云ふ、再保険に對して第一の保險契約を原受保險と云ひ、再保險の再保  
 險を又再保險レトリセツションと云ふ、次に團體保險とは別に廣く集合保險とも稱し、所謂總括保險と  
 同じく一個の契約にて數多の被保險利益を保護する方法なれども、兩者の異なるは。  
 總括保險が同一被保險者の爲めに複數の契約を總括的に行ふに反し、集合保險は略同  
 一の危険状態に在る多數の被保險者の爲めに團體的に一部の契約に移して成立せしむ  
 るものを云ふ。總括保險の行はるゝは陸海の運送保險に多く、集合保險の行はるゝは

移民の輸送其工場労働者等を一括して生命保険に附する場合に多し、而して兩者の  
 區別は専ら損害保険に適用せらるゝこと多きものとす。

集合保險は手數費用等を節約し得るの點に於て、總括保險と同様に顯著なる利益な  
 れ共、殊に其最も著しきは一個の獨立せる保險の目的として、其金額寡少に失し到底  
 保險者の注意を惹かざるか、又は好んで之を引受ざるか、若くは法規の定むる所に依  
 り單獨にては到底保險の目的となり得ざる場合に、是等を集合して大なる一團の保險  
 の目的たらしめ得るの點に在り、即此意味より再保險及び團體保險を觀察するに此兩  
 者は各反對の方面に行動するが如きも、保險經營上其間密接の關係あるとを知るべし、  
 即再保險が危険分配の形式をとるに反し、團體保險は危険集合の形式に依ると是なり。

**第十一** 生命保険は解約返還金の範圍に於て從來の保險契約を有効に繼續せしむる  
 方法の異なるに依り、之を減額保險と延長保險の二者に區別することを得、其詳細は  
 後章に譲る。

#### 第四章 生命保険契約の關係者

生命保険契約の關係者は保險者、保險契約者、被保險者及び保險金受取人とす、右の中保險者と保險契約者とは保險契約の當事者として契約の主體たる者なり。

**第一 保險者** 保險者とは保險事故發生の場合に損害保險の場合には、損害の填補生命保險の場合には、一定金額の支拂を爲す義務を有する者を謂ふ。

保險者たる資格に付ては、諸國の立法例に於て多少の制限を爲す、即ち多くは會社組織なることを要すとせり、蓋し保險者は多數の保險契約者を相手方とし、之より巨額の保險料を長期に互りて徴收するものなるが故に、其事業の消長は公益に關すること著大なるを以て、其資格を人的信用に求めずして、物的信用團體たる會社に限定したる所以なり、然れども海上保險業者の如きは其契約は短期にして、又其相手方たる保險契約者は大概經驗に富める商人に限らるゝを以て、一般公益上大なる關係を有せ

ず、是れ英國のロイド保險業者が個人保險者として存在する所以なり、而して我國に於ては保險業法に於て保險事業の主體を株式會社若くは相互會社に限定したり。

**第二 保險契約者** 保險契約者の資格に付ては私法上制限なし、故に自然人たると法人たるとを問はず、其自然人たる場合に於ても能力者たると無能力者たるとを問はざるものとす、但し無能力者たる場合には法定代理人の同意を必要とするのみ。

生命保險に保險契約者は同時に被保險者たることあり、又被保險者たると同時に保險金受取人たることあり。

**第三 被保險者** 損害保險に於ける被保險者たるべき者の資格に付ても何等の制限なし、然れども生命保險の被保險者は當然自然人たらざるべからず、而して苟くも自然人たる以上會社所定の保險年齢の範圍内に在り、且保險者の行ふ身體検査に合格し得る標準體以上の者たる場合には、被保險者たるべき資格を有するものとす。

**第四 保險金受取人** 保險金受取人たるべき者の資格に付ても亦何等の制限なし、

故に自然人たると法人たるとを問はず、又未だ現實に出生せざる將來の自然人たると法人たるとを問はざるものとす。

## 第五章 生命保険契約の要素

### 第一節 被保険者

被保険者は多くの場合に於て單獨なるを常とし、之を單獨生命保険と稱するも又一個の契約に於て多數の被保険者を集合すること稀ならず、之を集合保険若くは團體保険と云ふ、例へば移民會社が多數の移民を載せて目的に發航せんとするに當り、是等移民の航海中の危険を一團として保険し、途中死亡するものあるときは其遺族に一定の金額を支拂ふが如き、若くは企業家が其工場に使用する職工を一團として契約を締結するが如く、要するに集合保険は地位低く從て収入の小なる勞働者が普通生命保険の利益に浴すること能はざる場合に、費用節約の目的にて行はるゝことあり、或は資本家が使用人懷柔策として行ふものなるが故に、集合保険の目的は現今當に低級の工業使用人のみならず、商業使用人にも普及するに至れり。

保險者の收容する被保險者の範圍に付きては一般に年齢上の制限あり、即ち保險者は其定款に於て之を規定す、例へば「當會社ハ生命保險事業ヲ營ムモノニシテ其被保險者ハ保險契約締結ノ時ニ於テ九年六箇月以上六十年六箇月以下ノ者タルコトヲ要ス」とするが如き之なり、而して此の如き範圍の年齢を保險年齢と稱し、我國現行の保險年齢は最低九年六ヶ月最高七十年六箇月以下とす。

上述の如く保險年齢に範圍を設定したるは、除外せられたる者の死亡率高きに因し、就中幼少年を除外したるは以上の原因以外に幼少年に抗死力を缺くを以て、保險詐欺の行はるゝを慮りしものとす、之を以て幼少年に對しては生存保險行はるゝも死亡保險存せざるなり。

## 第二節 被保險利益

被保險利益とは我商法に所謂保險契約の目的に該當するものにして、本來經濟上の觀念なり、即ち保險の目的と其目的の上に、當然利害關係を有する者との間に存する

經濟上の關係を稱して被保險利益と云ふ。故に同一の保險の目的にして數箇の被保險利益存在することあり、例へば同一の家屋に付き所有者としての利益と、賃借人としての自己の爲めに有する利益及び重大なる過失に因る賠償の義務に付て有する利益の共存するが如き之なり。

上述の如く被保險利益は純然たる經濟上の觀念なり、故に其利益は財産上の價值あることを要し、從て金錢に見積ることを得べきものたることを要する所以なり。此意味に於て生命保險には被保險利益の觀念なく、從て保險價額あることなし、保險者は相手方又は第三者の生死に關し、約定の保險金額を無條件にて支拂ふべきものにして、超過保險重複保險又は一部保險等の問題を生ぜず、蓋し被保險利益に財産上の價值あることを要するは、其基本的構成の要素たる保險の目的其自身に財産的價值あり、而して其價值は之に對する利害關係者の法律關係を異にするに依りて、必しも同一ならず、例へば所有權者としての保險價格と抵當權者若くは賃借權者としての保險價格は

同一ならざるを常とするが如き之なり。

被保険利益の損害は保険事故の發生に因りて、被保険利益の基本的構成要素たる保険の目的に損害を生ずる結果として發生するものなり、而して人の生命は特殊の場合を除き一般に金銭に見積ることを得ず、換言すれば人の生命は唯之を道德的考察の對象として金銭的價值以外に超然たるものとして観るべきものとす。之を金銭的價值の對象として考察するは限られたる範圍に於て、生産能力を金銭化したる場合に於てのみ之を想像し得るに過ぎず、故に生産能力なき幼年者高齢者は先づ此範圍より當然除外せざるべからず。生命保険に於ける保険年齢の範圍は被保険者と其死亡率の關係及び抗死力の點より設定したるものなるが故に、該範圍は人の生産能力とは全然無關係なり、而して生産能力は同一年齡なりとの理由の下に其金銭的價值を一にせず、蓋し其社會的地位を異にするに依りて、所得を一にせざるのみならず譬令所得を一にするも其人自身に固有なる支出あるを以て、自然剩餘所得を異にすべく到底一律に之を定

むることを得ず殊に保険事故の發生を人の生存に繋屬せしめたる場合の如き到底常識を以て説明すること得ざるに於てをや、夫の保険の本質を説明せんとする需要説が僅に死亡保険を説明し得たりとするも、遂に生存保険を説明すること能はざるは、畢竟するに損害の觀念に關して透徹せる知識を缺き、生命保険に損害保険の觀念を移殖せんとする誤謬より生じたるものなり。

被保険利益は保険契約の當時存在することを要し、將來存在すべきことを豫定して契約することを得ず、蓋し公序良俗に反する結果あるを以てなり、又被保険利益は廣く財産上の價值ある利益たることを要するも適法の利益たらざるべからず、故に脱税窃盜又は賭博に因りて得べき利益を保険に附するが如きは、之れ亦公序良俗に反する契約として無効たるものとす。我國の學者中「契約者が過當に其主觀的認容を濫用し生命保険金を高めるたるときは民法九十條の規定に由て無効たり」と説く者ありと雖も、前述の如く人の生命には一般に客觀的金銭價值なきが故に生命保険契約の場合に

は、各人の主觀的認定に一任せざるべからず、而して此場合に於ける保險金額は保險契約者が其時其場合の必要若くは事情に應じて決定するものにして、主觀的認定に於て保險金額に高低の觀念あり得べからず、故に論者の「主觀的認容の濫用」なる言辭は語其自身に於て大なる矛盾を包藏するものなりと云ふべく、苟くも契約にして善意に且適法に契約せられたる以上民法九十條の規定を適用する餘地なく、全然有效の契約たるや論なし、唯巨額の保險を附するには之に應ずる資力を要するのみならず、保險者も道德的危險の點より契約者の身分職業財産の程度等を調査するを以て、事實上此の如きは稀有の例に屬すと云ふべし、然れども資力なき契約者が萬一の短期死亡を豫期し巨額の保險金を僥倖せんとして、有效に契約を成立せしめたる以上身分不相應の契約として民法に因り無効とならざるは、抑も保險契約が箇々の場合に付き射倖的契約たるの性質上蓋し止むを得ざる所なり。惟ふに此の如きは論者が生命保險にも被保險利益の觀念ありと解し、而して之を以て契約者が主觀的に定めたる保險金額なりと

斷じ、且保險金額の認定と被保險利益の適法性との間に一定の制限ありとする獨斷妄論に出でたるものにして固より一顧の價値なし。

前述の如く被保險利益は純然たる經濟上の觀念にして法律上の觀念に非らず、而して生命保險には本質上被保險利益なきを以て、敢て茲に生命保險契約の要素として論ずるの要なしと雖も、生命保險に於ても被保險利益の存在を要件とする學說竝に立法例あるを以て敢て一言したる所以なり。

### 第三節 保險金額

生命保險契約は損害保險と異なり、保險者が契約者又は第三者の生死に關して一定の金額を支拂ふべきことを約するものにして、茲に一定の金額とは既に述べたるが如く一定し又は一定し得べき金額なれば可なり、從て資金保險に對して年金保險ある所以なり。

保險者は保險の合理的經營を行ふが爲めに、最高最低の保險金額を設定することを



要す、蓋し保険金額にして大に失せんか保険者は事故の發生に因て不測の損害を被むる虞あり、又小に失せんか費用多くして實用に適せざるの憾あり、前者は危険の分配を目的とする共同保険再保険を必要とし、後者は危険の集合に依りて費用の節約を目的とする集合保険若くは團體保險を必要とするものなり、尤も後者は社會政策的意味に於て政府に依つて直接經營せらるゝことあり、我國の簡易保險の如き之れなり。

現今我國に行はるゝ保険金額は會社の大小新舊に依りて同一ならずと雖も、最低五百圓より最高拾萬圓の範圍に於て之を定む。

#### 第四節 保險期間

生命保險の保險期間は當事者間の合意又は保險契約の性質に依りて定めらるゝものとす、例へば養老保險に於ては必らず何歳滿期なりや若くは何年滿期なるやを定めざるべからずと雖も、終身保險に在りては保險期間は當然被保險者の終身に亘るべきも

のとす。

保險期間は保險者の責任開始し事故の發生に因りて契約消滅する迄の期間なり、保險者の責任期間なるを以て養老保險に在りては保險期間は保險者の責任期間と一致することあり一致せざることあり、又保險期間は保險料延滞の爲め復活まで責任期間に中斷あるも、此場合保險期間は依然進行し責任期間の中斷に相當する日子を延長することなし。

保險期間は保險料期間と區別することを要す、蓋し保險料期間は保險料算出の基礎を爲す一定の期間なるが故に、此期間内の保險料は保險技術上不可分の性質を有し、縦令契約が中途に於て終了するも又は解約するも該期間の既收保險料は之を返還するの要なく、又分割拂の保險料の場合に其期間内未收の保險料は契約終了若くは解約後と雖も尙之を取立つることを得るものとす、之れ保險料不可分の性質より來る當然の結果なり。

生命保険料に付きては次章に詳述するを以て茲には之を略す。

## 第六章 生命保険料の意義

### 第一節 生命保険料の成分

生命保険料とは保険者が保険事故の發生に對し、一定金額の支拂を約する報酬として相手方たる保険契約者より受くべき金額を謂ふ。而して生命保険料は其算定の基礎たる統計材料比較的完備せるを以て、之に數理を應用して比較的眞に近き保険料を算定し得べきを以て漫然臆測に依り、若くは狹隘なる經驗を基礎とする損害保険と大に其趣を異にし、科學的基礎の上に立つものと謂ふべし。

保険料は俗に保険掛金若くは單に之を掛金と稱せらるゝも、學問上にては之を營業保険料又は表定保険料と呼び、純保険料と附加保険料の二者より成る。

#### ○第一款 純保険料

純保険料とは保険者が其引受たる保険事故の發生に際し、所定の保険金を支拂ひて

過不足なき金額を謂ふ。換言すれば被保険者の死亡率を死亡表通りと看做し、且其運用に依て生ずる利率を豫め會社の定めたる利率即ち豫定利率と同一なりとせば、會社は全然損益なく契約上の保険金を支拂得る爲に必要にして、且十分なる純粹の保険料を謂ふものとす。然れ共若し實際死亡と豫定死亡とが數理的に過不足なき様純保險料を算定したりとせば幾分の剩餘を生ずると明白なり、何となれば後に述ぶるが如く豫定利率は一般市場利率よりも低きを以て、其差額だけ會社に有利なる影響を與ふるを以てなり、實に生命保險會社は此差額を以て利益の重要な源泉の一とするものなり。

### 第二款 附加保險料

敘上の純保險料は保險者が保險金を支拂ひて、理論上過不足なき金額なりと雖も、生命保險事業に在りては其保險經營に多額の費用を要するのみならず、豫定利率の高きものに在りては時に市場利率の上に出づることあるべく、又純保險料算出の基礎たる死亡表並に豫定利率が完全なりとするも、數學的危険の出現に依て會社に不慮の損

失を蒙らすことなきを保せず、幸にして以上の不利益が出現せずとするも會社は其投下したる資金に對して相當の利得を期待するの必要あり。而して此の如き經費不安及び利益に對する豫備金に充當せんが爲めに純保險料に幾分の割掛を行ふの必要あり、此割掛を附加保險料と謂ひ其主なる成分は次の如し。

(イ)營業費 (ロ)會社の得んとする利益(相互會社に在ては剩餘金) (ハ)豫定死亡よりも實際死亡が多き場合又は實際利率が豫定利率よりも低下せる場合に對する豫備金 (ニ)死亡表並に豫定利率が完全なりとするも、數學的危険に因りて會社の被るとあるべき損失に對する豫備金 (ホ)保險契約者に分配すべき利益配當又は剩餘金配當を見積りたる豫備金 右の内營業費を分ちて新契約費及繼續費の二種とし新契約費中に包含せらるゝは募集員の給料、手當、紹介料、醫師の診査費等の直接新契約費以外に募集機關たる支店出張所に於ける經費、本社募集課契約課、醫務課等に要したる間接新契約費なりとす、次に繼續費に屬するものは代理店の第二回後集金手数料其他庶務課會計課調査課統計

課の事務處理に要したる經費の大部分及重役の報酬給料旅費手當等の過半なりとす。

次に(ロ)及び(ホ)は經營者の適當と認むる範圍に於て之を定め(ハ)及び(ニ)は保險技師の見込に依り之を定むるものとす。

### 第三款 豫定利率

豫定利率とは保險料を算出するに當り特定の利率を以て割引すべき其利率を云ふ、蓋し生命保險は比較的長期に亘る契約なるのみならず、其保險料も亦必ずしも直に保險金として支拂はるゝものにあらざるが故に、將來保險金として支拂はるべき金額は一定の數式に基き、保險料中より積立つることを要す、而して保險料は前拂保險金は後拂として計算するものとし、且會社は之を適當なる方法に依て利殖すべきを以て、保險料は之を算出するに當り公平上確實に收得の見込ある利率に基きて、之を割引したるものならざるべからず、而して此の割引の歩合を稱して豫定利率と云ふ。故に豫定利率と定むるには單に現時の市場利率のみに着目せず、遠き將來に亘る金利の大勢

をも考量するの要あり、而して金利は文化の發展と共に漸次遞下する趨勢あるのみならず、從來世界の金融市場より孤立せる我國は近時國力の増進するに伴ひ、漸次世界の金融市場に接近し漸く國際化せんとする機運あるに於ては、一層此點に深き思を致さるべからず。

現今我國の生命保險會社が、保險料及び責任準備金算出の基礎として用ふる豫定利率は生存保險に在りては五分、死亡保險に在りては一二の例外として三分五厘を用ふるものありと雖も大多數は四分なりとす、而して我國の金利が最近の利率たる英國の三分米國の四分の如き程度に至らんか、豫定利率と實際利率との差極めて少なきに至るべく、動もすれば實際利率が豫定利率を降り、生命保險事業を根本より破壊する虞あるべし、然れども今日過度の恐怖心を抱くは杞憂に過ぎざらんも、既に四分利公債の發行に依て一種の戒告に接したる保險者は、特に金利の問題を攻究し投資方法及び將來に於て違算なきを期せざるべからず。

## 第二節 生命保険料の種類

生命保険料は觀察點を異にするに依り種々區別することを得。

第一 生命保険料は其割合が被保険者の年齢に對應する危険に比例するものなる否とに依り之を自然保険料と平均保険料との二種に區別することを得。

自然保険料とは人の生死に關する危険が、年の經過に比例して増加する理由より保険料も亦逐年之に應じて増加するやう算定したる保険料を云ふ、此の如く自然保険料は逐年其額を増加するものなるに反し、人の生産力は老境に進むに従て益々減退するを常とす、是れ多數人の能く耐ゆる所にあらず、米國に於ける賦課式保險會社即ち自然保険料制度に依る生命保險會社の失敗に歸したるは右の理由あるが爲めなり。

平均保険料は自然保険料と異なり、保険料が年齢の増加と沒交渉に契約期間中毎年同一額の割に算定せられたるものを云ふ、換言すれば危険の未だ小なる時期即ち契約年齢の初期に於て、後年に於ける割高の保険料の一部を徴收し置き、以て年齢の増加

するも終始保険料の額を均一ならしむるものを云ふ。

第二 保険料は其拂込方法に依り之を一時拂保険料分割拂保険料の二種に區別することを得。

一時拂保険料とは全保険料を一時に支拂ふものを云ふ、損害保險に在りては契約期間が通常一年若くは一航海とするが如き短期なるを以て、其保険料は一時拂なるを常とす然れども生命保險に在りては、契約期間一般に長期に亘るを以て其金額亦從て多額に上るが故に、特別の事情ある場合を除き一般に行はれざるものとす。

分割拂保険料は全保険料を年々に分割して支拂ふものにして、生命保険料の拂込は一般に之に依て行はる、而して分割保険料は一時拂保険料に比し、保險者は其收入保険料を利殖する期間短きを以て、純保険料自ら高からざるを得ず、又保険料徴收の手数より見るも、前者は後者に比し一層大なるを以て附加保険料も亦從て高きものとす。

分割拂保険料は保險金額を標準として、保険料を算出する對千保險料即ち保險金壹

千圓に付幾許額として保険料を表出する場合あり、又保険料を標準として保険金を算出するもの即ち保険料五拾錢に付保険金若干額として、保険金を表出する場合との二種あり、前者は普通生命保険に行はれ、後者は簡易生命保険に行はるゝものとす。

**第三** 生命保険料は特別の危険を斟酌して、算定したるものなりや否やに依り之を普通保険料特別保険料の二種に區別することを得べし。

普通保険料とは生命保險會社が標準體の被保險者に對して一般的に定たる物を謂ふ特別保険料は特別の危険を斟酌して、普通保険料以外に割増保険料を徵する場合に其必要あるものにして、特別保険料の發生を見るは次の二場合、即ち契約締結の際被保險者の健康状態不良なるも敢て謝絶すべき性質のものにあらざるとき、割増保険料を徵收して他の一般的標準體と同様に之を取扱ふ場合は、其一にして其二は内外の生命保險約款に殆ど例外なく規定せらるゝ職業、竝に居住地の變更に伴ふ特別保険料にして、模範普通保險約款第五條の定むるもの之れなり、即ち第一回保険料拂込の時よ

り一年内に被保險者職業を變更し、又は外國に赴くときは保險契約者又は被保險者は遲滯なく之を會社に通知すべく、此場合に於て危険が著しく増加すと認めたる時は、會社は將來に向て保險契約を解除し、又は特別保険料を請求することを得とせり。然れども近時丁抹に於ける生命保險會社は其約款に於て、一旦成立せる契約は危険増加の故を以て特別保険料を徵せざることを一般に規定せるのみならず一八八五年ニウジーランド政府が其官營生命保險に於て、之に關する一切の制限を撤廢せるを始めとし、民間會社も次て此例に倣ひ一八九二年を最後とし、此種の制限を規定する會社なきに至れり。要するに我國の生命保者も窮極する所茲に至るべきか。

**第四** 生命保険料は其之を拂込む時期が猶豫期間中なると、復活期間中なるとに依り之を延滯保険料と復活保険料とに區別することを得べし、元來生命保險契約は保險契約者が保険料の拂込を爲さずして、一定の猶豫期間を経過したるときは、約款の規定に依りて其效力を失ふも、保險契約者が延滯保険料を提供し、契約の復活を請求す

るときは保険者は其時の状況に依り之を承諾するを以て、當事者相互の當初の意思に合一するものと云ふべし、是れ保険契約失效後一年内に被保険者の身體に異常なきことを、證明する書類を提出して契約の復活を請求するときは、會社は延滞保険料を領收して之を承諾するものとす。故に復活保険料も亦延滞保険料なりと雖も、復活保険料は(一)保険契約失效後の保険料たること及び(二)契約の復活には失效後被保険者の身體に異常なかりしことの證明を要し、前者の如く猶豫期間中なれば、延滞保険料を拂込むことに依りて、契約を有効に繼續し得るものと全然性質を異にするを以て、實際上の便宜より區別したるものとす。

### 第三節 生命保険料の性質

元來保険料は一年を標準として危険を統計的に算出したるものなるが故に、假令保険期間が一年以上なるも、保険料は年幾許額として定めらるゝと同様に、分割拂の場合と雖も之れ保険契約者の便宜に出てたる處置にして、分割拂の保険料は其期間に相當

する保険料にあらずして保険料は依然として一年を標準としたるものにして觀念上保険料に分割あるべからず、故に分割拂の保険料相當期間中に保険事故發生したる場合には、當然一ヶ年の保険料を支拂はざるべからず、之を保険料不可分の原則と稱す、即ち保険料不可分の原則は保険者の負擔する保険事故が一年の初めに發生することあり、或は又年の終りに發生することありて其時期一ならざるも、保険者は一年を通じて常に全責任を負擔するものとして保険料を定め、其算定の標準を一ヶ年の危険に順應せしめたるものなるが故に、統計技術上より觀察して分割拂の保険料は存在の餘地なし是れ商法第四百條に保険契約の當事者が特別の危険を斟酌して、保険料の額を定めたる場合に於て保険期間中其危険が消滅したるときは、保険契約者は將來に向て保険料の減額を請求することを得と規定し、以て保険料不可分の原則を立法的に認めたる所以なり、而して内外の生命保険約款は一樣に此點に關し詳細の規定を設く。今模範普通保険約款の規定する所を掲ぐれば次の如し。

**第二條** 保険料ハ保險期間中若シ特ニ保險拂込期間ヲ定メタルトキハ其期間中第一回保險料拂込ノ時ヨリ起算シ一ケ年度分ヲ各年度ノ始メマテニ拂込ムヘシ但被保險者カ死亡シタルトキハ次年度以後ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス一ケ年度分ヲ分割シテ拂込ム場合ニハ其分割期間ノ保險料ヲ各期間ノ始メマテニ拂込ムヘシ但保險契約消滅ノ事由發生シタル場合ニ於テ其保險年度ノ保險料ニ未拂込分アルトキハ一時ニ之ヲ拂込ムヘシ

右の如く保險事故の發生したる場合に其保險年度に於ける、保險料の未拂込分は保險契約者一時に之を拂込むべき義務を約款に依て負擔するものなりと雖も、保險會社は營業政策上宛然之を請求せざるものゝ如く装ひ、事實上保險料中に之を加算して分割拂保險料を算定せるものあり、巧智の妙を極めたるものと謂ふべし、例へば第一生命保險相互會社普通保險約款第二條の規定の如き之なり、今之を掲ぐれば左の如し。

**第二條** 保險契約者ハ保險料拂込期間中其選擇ニ依リ一年半年又ハ三月ヲ一期トシテ保險料ヲ拂込ムヘシ但保險契約消滅ノ事由カ生シタルトキハ次期以後ノ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セス。

## 第七章 生命保險契約の締結

### 第一節 生命保險契約の成立

凡そ保險契約は法律上に所謂諾成契約なるが故に、保險契約者が申込を爲し保險者之を承諾するに因りて成立す、即ち保險の目的、種類、期間、金額竝に保險料等保險契約の要素に付き完全なる合意あるときは、契約は何等の形式を要せずして有効に成立するものとす、商法第四百二十七條に生命保險契約は當事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額を支拂ふべきことを約し相手方が之に其報酬を與ふることを約するに因りて其效力を生ずと規定し、又商法第四百三條に保險者は保險契約者の請求に因り保險證券を交付することを要すと規定したるは、保險契約が諾成契約たり不要式契約たることを明にせるものなり。

元來保險契約法は一般契約法と同じく大體に於て任意規定たるの性質を有するもの



なるが故に公益規定を除き當事者任意に之を改廢變更し得るものとす、此點に於て保險者に比して常に弱者の地位に在る保險契約者を保護するが爲めに、特に補充的保護規定を設けたるものあり、例へば獨逸保險契約法は各個の規定に付き、其契約を以て保險契約者の不利益に變更すべからざる旨を定めたるもの頗る多く、又瑞西保險契約法は總括して特定の規定は絶對的に變更すべからざる旨を定めたるが如き之なり。之に反して我國に在りては保險業法が普通保險約款に付き、主務官廳の認可を必要とし特約に關する事項も亦、事業方法書中に之を記載して認可を受くべきものとするが故に、主務官廳の裁量に依りて唯僅かに保險關係者の利害を調節し得るのみ。

上述の如く保險契約に關する規定は大部分任意的規定なるが故に保險者は自己の便宜の爲め多くは之を改廢變更するを常とす而して實際上各個の契約に付き一々別個の條款を規定するは其繁に堪へざるを以て、豫め標準的の契約條款を設け、之に依て契

約を締結す。此條款を普通保險約款と謂ふ、從て保險契約より生ずる一切の問題に付ては、普通保險約款は公益規定と衝突せざる限り、民法商法に先ちて、第一次的に適用せらるべきものとす、故に保險を研究するに當りては之に關する民商法等の規定のみならず普く此約款の内容に付て討査を行ふ必要あるものとす。

### 第一款 保險契約の申込

生命保險契約に於ける申込の多くは會社の勸誘員若くは、代理店の勸説に依て行はるゝを常とす、之れ損害保險殊に海上保險火災保險等と大に其趣を異にする所あり、勿論後者に在りても同業者間の競争は現今積極的に進んで、勸誘の必要を促進したりと雖も、未だ前者の如く甚しからず。抑も此の如きは畢竟保險思想の未だ普及せざるに原因すること大なるに相違なしと雖も、元來生命保險は其本來の性質上至便なる強制貯蓄に類するものあり、而して其需要は富者に比較的尠なく中産階級以下に其要あり、然も其負擔たる保險料の拂込は一時拂保險料の場合を除き、契約期間中毎年繰返し

て發生するものなるが故に、假令現在に於て餘裕ある者と雖も、遠き將來に亘る自己の支拂能力に想を到せば、躊躇逡巡容易に決すること能はざるものあるべし、是れ保險契約の締結に勸誘員の執拗なる勸説が決意を促進せしむる上に於て最も有效なる所以にして、此點に於て我國と歐米諸國の實情との間に何等の逕庭あることなし、夫の有名なる倫敦のオールド、キクイテーブルは現在勸誘員を使用せずして、保險契約者の自發的申込を受理するに過ぎざるが故に其申込の如きは實に寥々たる状況にして、數ふるに足らず、オールド、キクイテーブルの聲望と偉大とを以てするも尙且此の如し、況んや爾餘の紛々たる小中會社に至ては勸誘に次ぐに勸誘を以てするにあらざれば、到底所期の目的を達すること能はざるべきは看易きの理なり。

既に述べたるが如く保險契約は不要式契約に屬するを以て口頭に依るも差支なしと雖も、一般に保險契約の申込に際しては一定の書式即ち會社所定の保險契約申込書に依るを常とす、而して此申込書は各會社便宜に其様式を定むるものとす、即ち申込書

中會社に取りて實際上最も必要なるは、被保險者の物的竝に人的危險にして之を測定するが爲めに豫め之に備ふる欄を設定し置くを常とす、然れども申込書中に於て此點に關する詳細の質問に對して記載せしむるも、大なる實益なくして徒らに無用の手數に過ぎざるを以て、此種の質問事項の一部を診査醫の身體検査の際に讓るを常とす。之を以て申込書の様式は右質問事項の診査報狀への移動の多寡に依り、單簡複雑の程度を異にすと謂ふことを得べし。以上の兩方法中其何れが可なるやは各會社の事情に依て決せらるべきものなりと雖も、概論すれば質問事項中重大なるものは診査報狀に讓るを以て可なりと信ず、蓋し申込書への記入は實際上一般に勸誘員に依て記載せられ、保險關係者は單に捺印するに過ぎざるの現状なるを以て、勸誘員は目前の紹介料に眩惑せられて保險關係者將來の利害を顧慮せず一氣に契約を結了せしめんとするの餘り、此間不正の記載あるやも測り知るべからず、假令不正の記載なきも進んで告知すべき事項を黙秘せしむることあり、而して保險訴訟の多數が其原因を爰に萌すとせ

ば、寧ろ金錢上の利害に超越せる診査醫に之を行はしむるに如かず。唯問題たるは診査醫に委嘱したる場合果して豫期の効果を奏し得るや否やの點にあり。現今我國の診査醫は日本生命保險會社其他二三の會社を除き一般に其地方在住の開業醫に診査を囑託するもの多く、彼等は開業醫としては卓越せる手腕を有せんも、グリーン教授の所謂診査醫として談笑應答の間に被保險者の物的、並に心的危険を把持するが如き外交的手腕を缺く、況んや囑託醫としての開業醫は、必ずしも會社の爲めに最善の努力を爲す人格の士のみと斷ずべからざる事情存するに於てをや、若し夫れ最近の創設に係る醫師相互の共濟機關たる、日本醫師共濟生命保險會社の早期死亡の夥多なるの事實を見れば想半に過ぐるものあらん。

## 第二款 告知義務

保險契約の締結に際し、特に申込人に課せられたる義務に告知義務あり。元來保險契約は偶然なる保險事故の發生に因りて生ずる損害、若くは一定金額の支拂を公平に

多數者間に分配する形式に於て行はるゝものなるが故に、保險者は先づ第一に不良危険を排斥すべく、良好なる危険と雖も其間に自ら段階あるを以て、精細に個々の危険に付き之を測定するの必要あり、而して此の如き場合に保險の目的に存在する物的危険は、勿論保險關係者の心的危険の如きに至ては、關係者の誠實なる告白を俟つにあらざれば之を測定すること能はざることあり、是れ保險契約を以て最大善意の契約なりと稱する所以にして、保險契約の締結に際し申込人に善意の告知を要求する所以なり。

生命保險に於ける保險の目的は被保險者自身なるが故に、生命保險契約に於ける告知義務の負擔者は、保險契約者及び被保險者なりとす、而して告知義務に廣狹の二義あり、廣義に於ては契約締結當時に於ける告知義務(商法第四百二十九條第一項)の外其締結後危険に變更ありたる場合に於ける通知義務(商法第四百一十條第二項)及び保險事故發生の場合に於ける通知義務(商法第四百一十二條)をも包含すと雖も、狹義に於ては單に契約締結當時に於ける告知義務のみを其内容とす。一般に告知義務は之を狹義に解し以て通知義務と區別す。

告知義務は總ての保險契約に共通的に必要なるものにあらず。元來告知義務は前述の如く、保險者に不利の影響を與へざらしめんが爲の安全辯に過ぎざるを以て、保險契約の性質上保險事故の發生が却て保險者に有利なる場合、例へば生存保險の如き又は保險契約の性質上危険の測定を必要とせざるもの、例へば旅行傷害保險の如き是なり。

告知義務の内容たる事項は危険の測定に重要なことを要す、而して如何なる事項が重要なかは之を客觀的に判斷せざるべからず。即ち一般に保險者として其事實を知りたらんには、契約を締結せざるか又は同一條件にて申込に應ぜざるべき事實は、之を重要な事項に關する事實なりと謂ふべし。然れども保險者が其事實を知り又は過失に因りて之を知らざりしときは、假令保險契約者側に告知義務の違反あるも、尙保險者に責任あるものとす(商法第四百二十九條但書)。故に診査醫の過失の有無は普通開業醫の發見し得るを常とする病症を看過せるや否やを標準として決定せらるゝものにして、若し診査醫の過失にして右標準以上たる場合には保險者に責任あり、蓋し診査醫が健康診斷上

爲したる過失は保險者に對して其效力を生じ、醫師が知り又は知り得べかりし事項は保險者自ら知り又は知り得べかりし事項として、保險者其責に任ずべきを論理上正當とするを以てなり、而して右の效果を生ずるに於て、其保險醫が保險者の使用人たると受任者たるに因りて差異なきは勿論なり。

以上生命保險に於ける重要な事實は、被保險者の生命上の危険測定に關するものなるを以て、他の事項に關するものは如何に重大なるも、商法第四百二十九條の適用外に在り又危険の測定に關係なき職業を詐りたる場合にも右法規の適用なし、其人違ひ若くは詐欺の申込の場合には、民法の通則に依り契約は無効なるか若くは取消し得べきものなり、又被保險者が嘗て他の會社より拒絶せられたるは重要な事實に屬するも、保險者が生命保險會社協會より頒布せらるゝ再診謝絶カードに依りて、右の事實を知り得べかりしときは此限にあらず。

要するに告知義務の法律上の根據は、保險者が其相手方と協力して危険の測定を爲

すに在り、此點に於て獨逸保險法案理由書に

「保險を合理的に經營せんとするには保險者は其負擔せんとする危険の種類及び大小に關して精密なる知識あることを要す。而して此知識を得るが爲めには保險契約者の協力を必要とするを以て危険に關する告知を保險契約上の義務と爲せり云々」

とあるは妥當の見解にして、實に危険測定之事業は保險者保險契約者兩者の協力ならざるべからず、故に保險者も自ら進んで知り得べき程度に於て、之が測定に従事するを當然とす。是れ告知義務の違反に對して特種の權利を保險者に認むると同時に、保險者の此權利も亦當然幾多の制限を蒙るべきものとす。

告知義務に關して模範普通保險約款の規定する所次の如し。

第十二條

保險契約ノ當時保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケヌ又ハ重要ナル事項ニ付不實ノ事ヲ告ケタルトキハ會社ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但第一回保險料拂込ノ時ヨリ五年又ハ會社カ解除ノ原因ヲ知りタル時ヨリ一箇月ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラス

右の場合に保險者は保險契約者、若くは被保險者の最後の住所又は居所に解除の通知を爲せば可なり、若し住所又は居所不明にして其通知の目的を達せざる場合ありと

雖も保險者の解除權に關する效力を妨ぐるものにあらず。而して此の如き場合に保險金受取人に對しても、通知を爲し得べきことを規定する會社ありと雖も、元來保險金受取人に對する解除の通知は之を爲さざるに依り、敢て保險者の解除權に何等の消長を來たすものにあらず、若し通知したるに依りて保險者の解除權に、異議を申立つることを得る利益あるものなりとせば意味を爲すべきも、否らざるに於ては畢竟無意味の規定にして、寧ろ一般世人を愚弄したるものと謂ふべし、例へば第一生命保險相互會社の普通保險約款第十二條第三項に規定せるもの、如きは其一例として見るべし、即ち前二項ニ依ル保險契約ノ解除ハ保險契約者ニ對スル通知ニ依リ之ヲ爲ス但保險契約者又ハ其住所及居所カ不明ナルトキニ限り保險金額ヲ受取ルヘキ者ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得

の如きはなり。

第三款 第一回保險料の拂込

我商法のみならず諸國の保險契約に關する法規に於て、生命保險契約は當事者の一

方が相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額を支拂ふべきことを約し相手方が之に其報酬を與ふることを約するに依りて其效力を生ずと規定し、保險契約の效力發生の時期を保險者保險契約者兩者の意思の合致したる時に之を認むるに反し、諸國の普通保險約款は例外なく、之を以て第一回保險料を拂込みたる時に限定す、例へば模範普通保險約款が其第一條に「「會社ノ保險契約上ノ責任ハ保險契約者カ會社ノ通知ニ依リ第一回保險料ヲ拂込ミタル時ニ始マル」と規定し以て法規の效力を制限するを常とす、蓋し至當の規定なり。惟ふに保險契約者にして陽に保險加入の意思を表示し、而して保險料の拂込を爲さずして若干の期間を経過し、後日其拂込を爲さざるに於ては、保險者は不當の損失を被るべく若し保險料を未だ拂込まざる間に被保險者死亡し、之に對して保險金を支拂ふとせんか、萬一を僥倖せんとする無資格の保險契約者續出し、保險者は爲めに多大の損失を被る事あるべきを以てなり。

第一回保險料拂込の通知は契約決定の通知と共に遲滯なく拂込むべきことを保險契約者に催告するを常とす、而して其拂込期間は會社により差異あらんも一般に診査當日より二週間乃至四週間とす。此點に於て第一回保險料の拂込期間を約款中に規定すべしと痛論する者ありと雖も、實際上其必要なきが如し、蓋し保險契約者をして右期間中に第一回保險料を拂込ましむる爲めに、會社は期間後の手續の複雑なる理由を了知せしむるに努力するのみならず、關係勸誘員も利害關係上執拗に拂込を迫まるべきを以て保險契約者が期間中に拂込むや否やは、右の期間を特に約款に規定すると否とに依りて決定せらるべきものにあらざればなり。

右の期間中に保險契約者が第一回保險料を拂込まざるときは、保險者の與へたる承諾は當然取消されたるものとし、保險契約者は後日に至り再び契約の成立を希望するも、更に當初の複雑なる手續を繰返さざるべからず、尤も會社内規の拂込期限より多く日數を経過せざるのものに在りては、單に第一回保險料の拂込のみに依て、即時契約を成立せしむるも不可なきが如しと雖も、從來放任し置きたる保險料を他に如何なる事情の存在したりしにもせよ、急に拂込まんとする保險契約者の動機に疑念を挾まざる

を得ざるものあり、即ち保険者は保険契約者の道德的危険を警戒する必要より、被保険者保険契約者連署の健康證明書若くは簡單なる再診報狀を徴するを常とす。

第一回保険料を拂込まずして契約不成立に了りたる場合に、會社は診査費調査費等を不當に徒費するの結果を來すを以て、海外に在りては此の如き場合に費用の賠償として保険契約者に違約金を課するを常とす、而して我國の保險者が之を以て實行上の不可能若くは營業政策上より之を請求せざるは、寧ろ其當を得たるものと謂ふべし。蓋し我國に於ける生命保險契約締結の實狀を見るに、未だ保險契約者の完全なる同意を得ざるに拘らず、契約の成立に性急なる勧誘員が一氣呵成に其手續を講じたるが爲めに、後日紛争の原因を醸成し、斯くして保険料の不拂を惹起するに至ることあり、或は又保險契約者が勧誘員の保険料の割引を協定したるに、其實行せられざるを理由として此舉に出づることあり、或は甚しきに至ては最初より申込の意思なき被保險者を假定して、診査費に不當の診査費及び旅費等を利得せしむることあるを以て、此種の

違約金を請求するも到底履行せられざるべく、結局實行上の不可能に終るべし、故に此種の違約金は寧ろ之に關係したる勧誘員に對して請求するを以て、營業政策上其當を得たるものと謂ふべく、近時各會社の之に對する取扱が、漸次此の如き傾向を帶ぶるに至りたるは慶すべし。

第一回保険料の不拂を防止するが爲めに、若くは勧誘員が地方に出張して巡回勧誘を爲す場合に、滞在費用を節約するが爲めに申込と同時に申込保證金として第一回保険料に相當する金額を豫め徴收し、診査の結果會社に於て承諾すべきものなるに於ては、之を第一回保険料に振替へ充當すべきものとして、其領收日附に於て契約を成立せしむる方法は、從來我國の會社間に行はるゝ所にして、頗る便利なる點に於て長所を有するも短所も亦茲に在り。蓋し多數の勧誘員中には往々此種の金額を費消し、又は流用し會社に送金せざることありて、會社保險契約者間に常に紛議を惹起し、延ひて健全なる保險思想の發達を毒すること尠少にあらざることあり。之を以て注意深き會社に在りては會社醫たる診査醫に此種の領收證を交付し、以て以上の缺點より免れ

んとするものあり、一策として推奨すべきものなりと雖も、元來保證金制度は被保險者に對して診査の必然的受診を強制すると同時に、第一回保險料の不拂を防止し一氣呵成的に勸誘員の爲すべき事務を完了せしめんとするに在るを以て、勸誘員以外の者に之を取扱はしむるは單に確實を期する點に於て有效なりと雖も、保險契約者は後日自己の發意若くは競争同業者の妨害に依り、診査醫の受診を拒み勸誘員の努力を水泡に歸せしむることあるを以てなり。惟ふに此の如きは制度の罪にあらずして、其罪全く人に在るを以て會社にして勸誘員の選擇に注意せば此種の弊害を矯正し得べきなり。

申込保證金制度には右の如き弊害を伴ふを以て、會社は其發行に注意し苟くも信認せざる勸誘員には、絶對に之を交付せず、且保證金領收證の有効期間を一定し毎月其不要分を回收し、以て其流用を回避するに努力することを要す。

現今我國に行はるゝ保險契約申込保證金領收證に二種あり、其一是會社の代表者たる社長若くは専務取締役の名義に於て發行するものにして、其二是募集機關の所在地

に於ける支店長出張所長若くは地方部長等の名義に於て發行するもの之なり、前者の領收證としての確實性に於ては別に疑義を生せずと雖も、後者に付ては實際上疑義なき能はず、即ち會社が支店長出張所長等に保證金徴收の權限を附與しある場合には、結果に於て第一の場合と毫も異なる所なしと雖も、否らざる場合に於て若し該保證金を何人かゞ消費して保險契約者に返還せざりしとせば、保險契約者は何人に向て之を請求し得べきかに在り。而して單純なる法理は會社に其責なしとし、實際に於ても會社は之を負擔せざるを常とす、蓋し多數の勸誘員中には不徳なる者甚だ尠なからざるを以て、彼等の行爲に對して一々會社に責任ありとせば、會社は到底其繁に耐へざるべければなり、故に此種の領收證には特に發行者の責任に於て、且會社とは無關係に發行したる旨を記載せしむるの必要あり、現今我國の會社中此種の領收證用紙を會社の計算に於て印刷し、之を勸誘員に使用せしむるにも拘らず、責任の歸結に至ては無關心たるを常とするを以て一般契約者は常に此點に付き多大の注意を拂ふことを要す。第一生



命保險相互會社が之に關する規定を設け、紛議を未然に防止せんとするは實に其當を得たるものと謂ふべし、今其普通保險約款中より全文を掲ぐるに次の如し。

**第二十六條**

保險契約申込書ニ記載シタル事項ノ變更ヲ承認シ其他保險契約者若クハ被保險者ノ申出ヲ承認セル場合ニ於テハ當會社ハ社長若クハ專務取締役ノ記名捺印シタル書類ヲ以テ之ヲ證明スヘシ此證明ナキトキハ當會社ニ對シテ效力ヲ有セス保險料領收證亦同シ

**第四款 保險料の拂込場所**

右の如く保險を申込みて身體検査に合格し、會社よりの決定通知ありたる後遲滯なく第一回保險料を拂込たるときは、其拂込の日附を以て保險契約は成立するものとす。尤も申込保證金を豫納して、保險を申込み診査に合格したる場合には、會社より單に契約成立の通知に接するに過ぎずして、此場合に於ける契約成立日は該保證金領收證日附なりとす。而して第一回保險料の拂込に關聯して生ずる問題は、一般に保險料拂込場所の決定に關する事項とす。此點に關する各會社の取扱は同一にして、何れも之を以て會社の本店支店又は會社の指定する場所に於て爲すべきものと定む。元來保險契約者の負擔する保險料拂込の義務は、法律上に所謂持參債務なるが故に敢て會社より

集金人の巡回を待たず自ら進んで保險約款の規定する所に從て拂込むにあらざれば遲滯の責を負はざるを得ず。然るに此點に關して現時我國の保險者は、一般に契約者の多數居住する都會に限りて集金人を派し、契約者の戸々に付き保險料を徵收する慣例あり、這は契約者の便宜を圖ると同時に解約を防止する一方法として推奨すべきことなりと雖も、契約者は往々此の如き慣例に慣れて寧ろ保險者に保險料集金義務ありと誤解し、集金人の都合に依りて巡回し來らざる場合には契約者の意思に反して、契約の失效を見ることなきを保すべからず、勿論現今の保險料の徵收に關して最善の努力を傾注する實情ありと雖も、從來の永き經驗に慣れたる契約者には、萬一を集金人の來訪に賭して遂に保險料拂込期間を經過せしむることあるべきは決して想像し難きにあらず、故に此點に關しては我國も亦海外に於ける二三の例に倣ひ、保險者に對して保險料の拂込を拂込期日と猶豫期日との兩者に區別して、夫々適當の通知を發して特に契約者の注意を喚起する義務(瑞西保險契約法第二十條獨逸三十九條保險契約法第)を規定すると同時に集金人を派して保險料を徵收するを慣例とせる場合には、特に之を廢止することを公告するにあ

らざれば、保険料の不拂に因る失效を生せずと規定し保険者の厚意的取扱を更に徹底せしむる必要ありと信ず。

次に保険料の拂込場所が會社の本店若くは支店以外の指定銀行若くは振替貯金の方  
法に依る送金なる場合には、其效力發生の時期に關して疑義あるが如しと雖も、保險者  
の指定銀行當座預金口座及び振替貯金口座を以て會社の會計事務の延長なりと觀るこ  
とを得べきを以て、其口座に拂込たる日を以て實際拂込ありたりと爲すは最も條理に  
適せる解釋と云ふべく會社の多數も之に據るものゝ如し、蓋し然らずんば公平に取扱  
はるべき一般契約者は、單に會社の本店若くは支店より遠隔の地に居住するの故を以  
て、不當に拂込期日を縮少せらるゝの不公平なる待遇を受くるの結果となればなり。

右の理由を以て之を集金機關としての代理店に應用するは、我國の實情に於て時期  
尙早の嫌なき能はず、蓋し我國に於ける多數の代理店は、其本來の性質上集金の機關  
たるよりは寧ろ重きを募集機關としての作用に置くのみならず、多くは副業として之

に従事するを常とし、且之を引受けたる動機より觀るも其多數は自己の意思に反して  
止むを得ず、爰に至れりと爲すを以て其集金に對する態度は到底本店の意思を能く代  
表するものと解し難き理由あり、之を以て保險者の代理店政策より論ずるも、其安全  
策より説くも保険料支拂場所としての代理店に限り暫らく別種の取扱を爲し、名實共  
に持參債務たらしむるは保險思想普及上止むを得ざるべし。

## 第二節 生命保險契約の繼續

茲に生命保險契約の繼續とは有効に成立したる生命保險契約が、保險期間の中途に  
於て失效若くは解除の原因に依りて消滅することなく、保險事故の發生若くは保險期  
間の満了する迄有効に存續することを謂ふ。而して生命保險契約を有効に存續せしむ  
るが爲めには(一)所定の保険料を所定の時期に拂込むことを要するのみならず(二)若し契  
約繼續中被保險者の危險状態に變更又は増加を生じたる場合又は(三)被保險者の實際年  
齡が保險年齢と相違するを發見せし場合、及び一旦失效したる契約を復活せしむる場

合に、處理すべき幾多の事項あるを以て以下款を別ちて之を説明すべし。

### 第一款 繼續保險料の拂込

既に述べたるが如く生命保險契約の成立に前提として拂込むべき第一回保險料に對し、第二回以後の保險料を繼續保險料と云ふ、蓋し既に有効に存在する保險契約を繼續せしむるに必要な保險料なるを以てなり。然れども第一回保險料が一時拂保險料に依て拂込まれたる場合には、繼續保險料の必要なきは勿論なり。

生命保險契約は現今最短期間を十年とし、最長期間たる終身に及び從て損害保險の契約期間が通常一箇年なるに比すれば、比較的長期に亘るが故に多數保險契約者中動もすれば不注意又は種々の事情に依り、保險料の支拂を延滞し之が爲め契約は失効となり、又は解約を爲すの止むなきに至ること尠しとせず、故に會社は斷へず保險料の拂込状態を調査し、若し其未だ全然失効に歸せざるものに對しては、或は書面を以て或は社員を派して直接契約者に注意を與へ、又遠隔の地に在る契約者に對しては代理店

をして斷へず注意を促さしむる等極めて周到の注意を拂ふことを要す、蓋し結約後一二年にして解約するが如きは契約者當初の意思に反するのみならず、會社も亦多大の新契約費を犠牲にして漸く獲得したるものなるが故に、全力を擧げて其繼續に努力することを要すべければなり、是れ現今の保險會社が一樣に猶豫期間の制度を認め、譬令契約者が保險料拂込期日に保險料を拂込まざるも直に失効とせず、該期日より一定の日數を猶豫期間と爲し、其期間中に保險料拂込を了せば依然契約は有効に存續するものとせざるはなし、即ち此點に關する模範普通約款の規定する所次の如し。

第四條 保險料拂込期日後一箇月ヲ猶豫期間トス此期間内ハ保險料ニ一日一萬分ノ四ノ利子ヲ附加シテ拂込ムヘシ

保險料ヲ拂込マスシテ前項ノ期間ヲ經過シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

現今保險會社が其約款に定むる猶豫期間は區々として一定せず、即ち拂込期日後三十日とするあり一箇月とするあり、又競争の結果近時之を延長するの風ありて、之を六十日若くは二箇月とするものあり。其之を日に依て定むると月に依て數ふるとに因

り其間日數に差あるは民法の規定に依りて明かなり、而して猶豫期間中に拂込む保険料即ち延滞保険料に對して課する利子は、普通一萬分の四に規定するも會社に依り絶對に之を厲行せるものあり、或は契約者の自發的に送金する場合にのみ之を收受するものあり、或は猶豫期間半以前に拂込むもの限り、特に之を免除する旨を規定するもの等ありて、各社の實際上の取扱を異にするも純理上より論ずれば、延滞利子を徴するを正當とす、然らざれば眞面目なる契約者との間に差別的取扱を爲すのみならず、之を放任して顧みざるに於ては保険料延滞の習慣を馴致し、延ひて保険料計算の基礎に動搖を來たすの結果あるを以てなり。

右猶豫期間中に保険料を拂込まざる時は茲に保險契約は其效力を失ふものなりと雖も、會社に依り保險契約者に返戻すべき金額が、保険料及び延滞利子を支辨するに足るときは之を貸付金に振替へ、保険料の拂込に充當すべき旨を約款に規定するものありて此種の貸付を普通の貸付に對して保険料の自働貸付と云ふ。而して此種の貸付金

額は保險契約締結の當時定めたる年拂若くは分割拂等の如何を問はず、一年分又は三ヶ月分の最大及び最小期間の保険料及び其延滞利子に限定するを常とすと雖も、既に解約を防止し契約の繼續を希望する目的より保険料の自働貸付を行ふ以上、成るべく其適用範圍を廣くするの必要あるを以て、三箇月分の保険料及び延滞利子を支辨すべき返戻金あらば直に之を行ふの可なるに如かず、第一生命保險相互會社の此點に關する約款の規定は實に其意を得たるものなり、即ち次の如し。

#### 第五條

猶豫期間内ニ第二十條ニ定メタル返還金額カ三月分ノ保險料及ヒ其利息ヲ支辨スルニ足ルトキハ當會社ハ保險契約者ニ對シテ貸付金ヲ爲シ保險料ノ拂込ニ充當ス既ニ貸付金アル場合ニ於テハ其金額及辨濟期ニ在ル利息ヲ返還金額ヨリ控除シタル殘額カ三月分ノ保險料及其利息ヲ支辨スルニ足ルトキ亦同シ

前項ノ貸付金ヲ爲シタル場合ニ於テハ當會社ハ遲滞ナク其旨ヲ保險契約者ニ通知スヘシ

#### 第二款 危險の變更増加

我商法は其第四百十條に於て「保險期間中危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ」と

規定し、次條に「保險期間中ニ危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得云々」と規定せり。惟ふに生命保險に於ける危險は其性質上常に多少の變更を生ずるものにして概言すれば危險は逐年増加すと謂ふことを得べし、故に法律は之を著しき變更又は増加に限定せり、而して其變更又は増加が著しきものなりや否やを判別するは甚だ困難なり、故に獨逸保險契約法は其第六十四條に於て、當事者が書面を以て危險の増加と明約したる事項にあらざれば、保險契約に影響なきものとし、以て解釋上の疑義を一掃せんと試みたるも、我國法の解釋としては之を以て保險者の契約當時に豫想せざりし性質のものにして、若し之を豫想すれば必ずや契約を締結せず、又少くとも同一條件を以て之を締結せざりしものなりとするを正當とす、而して我商法は危險の變更と増加とを區別したりと雖も、茲に所謂危險の變更とは豫想以外の危險の發生を指し、増加は曾て豫定したる危險の増加を意味するものと解すべきを以て、畢竟單に危險の著しき増加と云ふに同じ、蓋し單に危險の變更と云ふも、之に由て危險を増加するにあらざれば

特に問題とするに足らざればなり。

右の如く我國法の下に危險の變更又は増加が著しきものなりや否やは之を判別すること至難なるのみならず、右の理由に因りて契約が或は失効となり又は解除の原因となるに於て、一般世人は意を安んじて生命保險を付すこと能はざるべく、偶々保險業の堅實なる發達を遂げしめんとする立法の目的は、却て保險思想の健全なる普及を阻害するの虞なしとせず、之れ普通保險約款が右規定の適用を除外する規定を設けたる理由なりとす、即ち模範普通保險約款第五條の定むる所次の如し。

第一回保險料拂込ノ時ヨリ一年内ニ被保險者カ職業ヲ變更シ又ハ外國ニ赴クトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ遲滞ナク之ヲ會社ニ通知スヘシ  
 前項ノ場合ニ於テ危險ガ著シク増加スト認メタルトキハ會社ハ將來ニ向テ保險契約ヲ解除シ又ハ特別保險料ヲ請求スルコトヲ得  
 保險契約者又ハ被保險者カ第一項ノ通知ヲ爲サス又ハ會社カ特別保險料ヲ請求シタル場合ニ於テ二週間内ニ之ヲ拂込マサルトキハ其保險契約ハ其效力ヲ失フ

凡危險を増加すべき原因には多々あるべしと雖も、職業の變更及び外國に居を移す

は其最たるものなり、夫の飛行機の如き我國の現情に在りては未だ冒險事業たるを免れず、其他熱帶寒帶地方等の不健康地又は無條約國への旅行、若くは轉住の如きは凡ゆる意味に於て人の生命に對して高度の脅威を招徠するものとす、然るに約款が一年以上の契約に限りて不可抗争としたるは大膽なるが如く見ゆるも、既に一年の期間を豫定するを以て所謂逆撰の悪影響を大部分除外することを得べく、又此種の危険に對抗して行動せんとする被保險者は、人類の生存的本能より考察するも一部の人士に限らるゝを以て之を承認するも、保險者に及ぼす悪影響は一部の學者の論ずるが如く大なるものにあらず、之を事實問題に徴するも此種の寛大なる條件が漸次各社に依て採用せらるゝに依りて明かなり、況んや之を海外の事例に徴するも被保險者の轉住轉職に關する此種の制限を徹廢する傾向あるに於てをや、若し夫れ之を以て同業者の競争遂に爰に至るものなりとして之を批難するが如きは事の真相を捉へざる妄論に過ぎず。

此の如く模範約款が危険の變更又は増加を轉職轉住の二種に制限したるは素より正

當の事に屬す、而して此原因が被保險者又は保險契約者の意思に因らざる場合に、直に失効若くは解約することゝ爲さず、事情に依り特別保險料を徴して契約の存續を計るに至りしは事宜に適したる處置にして、實に其當を得たるものなりと云ふべく、此點に於て法律の規定する所より一段の進境を示せるものと云ふことを得べし。

右の特別保險料の拂込に依て保險契約が有効に存續したる場合に、後日又轉住轉職の必要を生じ、之が爲め著しく危険の變更又は増加ありたるときは保險者は更に第二の特別保險料を要求し又は解除を爲し得るや否やに在り、一部の學者は止むを得ざる轉業轉住に方り、更に特別保險料を課するを不當とし此の如く特別保險料の上に更に特別保險料を課して究まる所なきが如きは、保險契約者を安からしむる所以にあらずとせり、然れども論者の所謂止むを得ざる轉住轉職は漠然として捕捉するに由なきを以て、解釋上種々の疑義を生すべく殊に特別保險料の拂込に依て契約の存續を有效ならしむる制度を承認するに拘らず、爾後に於ける危険の變更増加に對して異議を唱ふ

るは、論理の一貫を缺くものと云ふべし。惟ふに此種の特別保険料は時間的に第一の特別保険料に對して第二の特別保険料たりと雖も、此場合に於ける特別保険料は以前の危険即ち第一の特別保険料を必要としたる危険の状態とは全然關係なく、新に發生したる危険に對して獨立に課する特別保険料なるを以て、嚴格なる意義に於て兩者は判然區別すべきものとす、故に第二の特別保険料に特別保険料の重疊性を認むるは、特別保険料の算定賦課に關する形式に於てのみ之を云ひ得べく、然かも之が爲めに兩者を混同するの非なるは明かなり、唯實際問題として保險者の解除權は約款に依り契約後一年以内にのみ之を行使し得べきに過ぎざるのみならず、第二の特別保険料を徵する場合即ち危険の變更又は増加が著しかりし當時の状態より、更に又發展して著しき危険の増加を生ずる轉住轉職の如き多くは論理上の推定に過ぎざるを以て、此の如きは寧ろ稀有の例に屬するものと云ふも不可なし従て現行約款の下に之を關聯して失効又は解約となれる契約に對し、拂戻金の問題を生ずるは事實甚だ稀なるべしと雖も、

若し此場合に返還すべき金額ありとせば其金額を如何に定むべきやに付多少の議論なき能はず、蓋し此種の解約は普通の解約と異り寧ろ契約者の意思に反して保險者の利益の爲に犠牲となりたるものと解するを正當とすべきを以て、保險者が普通の解約に對して執れる制裁的控除金の制度を之に適用するは條理上不當なるべく、宜しく二三の外國會社が既に範を示す如く責任準備金の全部を返還するを以て妥當なりと信ず。

契約期間中著しく危険の變更又は増加ありたるときは保險契約者又は被保險者は遅滞なく其旨を保險者に通知することを要す。而して此種の通知を前述の狹義の告知義務に對して通知義務と稱す、若し此義務を怠るときは保險契約は當然其效力を失ふものとす、而して保險者が右の通知を受け又は危険の變更若くは増加を知りたる後遅滞なく契約の解除を爲さざるとき、我商法は其契約を以て承認せられたるものと看做し、爾後保險者は其解除を主張することを得ずと規定するも（第四百十一條第三項）會社に依り其約款を以て右の解除期間を其通知を受けたるときより一箇月とするものあり。

### 第三款 年齢の錯誤

九八

抑も生命保険料は被保険者の實際年齢に基きて算出せらるゝものなるが故に、若し保険年齢が實際年齢と異なるときは之を正當の年齢に訂正して保険料を修正するの要あり、一般に戸籍年齢は實際年齢と推定せられ、從て保険年齢として保険料算出の基礎を爲すものなりと雖も、世には往々戸籍年齢と實際年齢とを異にするものあり、此の如き場合には之を主張する者に於て其異なる所以を立證すべきものとす、而して茲に所謂保険年齢に二種の意義あり、其一は前述の如く被保険者に賦課せらるゝ保険料に對應する實際年齢を云ふものにして、其二は保險會社の被保険者たるべき者の範圍を概括的に年齢に依て定むる場合、即ち保險者が其定款に一般に規定するが如く「當會社ハ生命保險事業ヲ營ムモノニシテ其被保險者ハ保險契約締結ノ時ニ於テ九年七箇月以上六十年六箇月以下ノ者タルニトテ要ス」としたる被保険者の年齢の範圍を其會社の定むる保險年齢と云ふが如きはなり。

保險年齢が實際年齢と異なりたることを發見したる場合に於ける、保險契約の效果に關して保險契約締結の當時被保険者の實際年齢が會社の定むる保險年齢の範圍外なりしや否やに依りて差異あり、即ち契約當時の年齢が會社の定むる保險年齢の範圍外なりし場合には、一般民法の通例に遵ひ契約は無効たるべく、此場合に會社は既に拂込みたる保険料を保險契約者に返戻すべきものとす、次に範圍内なりし場合には勿論契約は有效なるも錯誤の年齢が實際年齢より多かりし場合と少かりし場合とに依りて、會社は其約款に於て實際上の取扱を異にす。即ち錯誤の年齢が實際の年齢より多かりし時は保険料の超過分を保險契約者に拂戻し、且將來の保険料を更正すべしと爲すも之に反して錯誤の年齢が實際の年齢より少かりしときは、保険料の不足額に一年百分の六の複利を附加して之を追徴し、且將來に向て保険料を更正すべしとなすは我國の現行保險約款に共通なる規定なり。

右は保險金支拂の事由發生前に保險年齢に錯誤ありしとが發見せられたる場合に於



ける處置に過ぎずして、若し其以後に發見せられたる時假令被保險者死亡し、保險金の支拂を請求したる場合に偶々其死亡を證明する戸籍謄本に依りて保險年齡に錯誤ありしとの發見せられたる場合に、會社は一般に前者の場合には保險料の超過額を返還し、後者の場合には保險料の割合を以て保險金額を削減して支拂ふを常とす、蓋し不足保險料を拂込ましめて保險金額の全部を支拂ふと結果に於て異なる所なければなり。

#### 第四款 保險契約の復活

保險契約者が保險料を拂込まずして一定の猶豫期間を経過したるときは、約款の規定に依り保險契約は其效力を失ふべきことは既に述べたるが如し、此の如き場合に一定の期間を限り相當の條件を附して、前契約を其儘繼續せしむることあり、之を保險契約の復活と云ふ。

保險契約の復活は當事者双方に利益なる處置なりとすべし、蓋し契約者は契約當時の低き年齡に於ける保險料を以て、契約を繼續せしむるを得べく若し前契約に據らず

新に契約を締結するに於ては保險料に前契約に於けるよりも高額となるべく、又場合に依り被保險者の年齡が會社の定むる保險年齡の範圍を超過するに至りたるため、新に契約を締結することを能はざる虞あればなり。次に之を保險者の側より論ずるも解約者は一般に健康者なるを常とするが故に、解約の續出するに依り會社は比較的弱體者のみを抱擁するの不利あるのみならず會社は新契約に多額の費用を要するが故に契約後一二年間の解約に在りては收支相償ふ能はず、是れ會社が凡ゆる方法を講じて解約防止の舉に出ざる所以なり。

保險會社が其約款に於て復活を認むるは、保險契約失效のときより一箇年内に被保險者の身體に、異常なきことを認めたる健康證明書を提出せしめて契約の復活を請求せば、會社は延滞保險料を領收して之を承諾すと爲すが如き之なり、即ち模範約款は此點に關して保險契約が保險料を拂込まずして、猶豫期間を経過したるに因りて效力を失ひたる後一年内は、被保險者の身體に異常なきことを證明する書類を提出して契

約の復活を請求するときは、會社は延滞保険料を領收して之を承諾すべしと規定し、多數の會社も亦之と同様に規定す、保險契約の復活は一般に其手續簡單なるが故に、弱體者が之に乗じて契約を締結せんとする道德的危険旺盛なるを以て、會社は之を防止するが爲めに約款中の告知義務違反に因る契約解除の規定及び詐欺に因る契約無効の規定を準用して、復活契約を解除し又は之が無効を規定するを常とす。

保險契約の復活に關する法律上の性質に付ては、之を以て前契約と同一の條件に依り新に保險契約を締結したる更新契約なりと主張する者ありと雖も、此説に依らば前契約上の瑕疵は復活契約と關係なく悉く消滅し、假令前契約上に無効又は解除の原因あるも、保險者は之に對抗するを得ざるに至るべし、然れ共此の如は當事者の意思に反すると明白なるを以て、復活契約は前契約の繼續せるものなりとするを妥當とす。

保險契約の復活に對して解約價格の轉換なるものあり、解約價格の轉換とは生命保險契約が保險契約者の惡意に出でずして失効したる場合に、保險者が後に述ぶるが如

き計算方法に基き既拂保險料の一部を返還する其金額を一時拂保險料として、從來の保險金額を削減して其儘效力を持續せしむることあり又保險金額を其儘とし將來一定の期間を限り從來の契約を存續せしむることあり、前者を減額保險と云ひ後者を延長保險と云ふ、共に我國にも行はるゝ保險の一形式なり、而して此種の保險は保險契約の有効に存續中保險契約者が保險料の拂込不能なる場合に行はるゝものにして、法律上契約の變更に過ぎず、是れ所謂保險料拂濟保險なりとす。

(一) 減額保險とは前述の場合に解約返還金を以て、從來の保險契約に於ける保險種類に對する一時拂保險料と看做し、爾後保險料の拂込を要せず減額せられたる形式に於て依然有効に繼續せしむるものを云ふ、然れども減額保險は實際上無制限に行はるゝものにあらずして、解約價格に對する轉換の計算に依りて算出したる保險金額に一定の標準を設け、若し其金額にして餘りに寡少に失するときは拂濟保險と爲さず、現金にて返還するを常とす、蓋し換算したる保險金額僅少なる場合には、保險的效用少

なく且之が爲めに無益の勞力を費さすを以てなり、故に現今我國に於ては普通保險約款に於て其標準を五十圓若くは百圓に定め、其以下なる場合に此種の拂濟保險證券を發行せざる旨を規定せり。

(二) 延長保險 延長保險とは解約返還金を以て從來の保險契約に於ける保險金額に對する一時拂保險料と看做し、爾後保險料の拂込を要せずして一定期間同一金額の形式を以て依然效力を繼續せしむるものを云ふ。

### 第三節 生命保險契約の消滅

茲に生命保險の消滅とは有効に成立したる契約が或事由の發生に因りて、其存在を失ふことを云ふ、故に契約無效の場合には初めより契約存在せざるを以て、消滅と云ふことを得ざるも便宜本節に於ては事實上一旦成立せる契約が、或期間經過の後消滅に歸する場合を總て網羅することとせり、而して本節に於ては當事者の合意に因る解約の如き契約の一般的消滅原因に因るもの又は民法の一般的規定に依る無效若くは解

除等を述べずして、保險契約に特別なる消滅原因に關する商法の規定及び之を補充する約款の規定を説明するに止むべし。

#### 第一 生命保險契約の無效

生命保險契約の無效とは事實上成立したる契約が或事由の發生に因りて消滅し、其效果に於て最初より契約なかりし状態に置かるゝ場合を云ふものにして、現行商法は生命保險契約に關して無効たる一場合を規定す、即ち商法第三百九十七條に「保險契約

事者ノ一方又ハ被保險者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス」

註 約款に於て無効を規定するは次の二場合なりとす。

- (イ) 生命保險契約ニ關シ保險契約者又ハ被保險者ニ詐欺ノ行爲アリタルトキニシテ此場合ニハ保險契約ヲ無効トシ既ニ拂込ミタル保險料ヲ返還セサルモノトス。
- (ロ) 保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齢カ保險契約ノ當時會社ノ保險料表ニ掲ケタル年齢ノ範圍外ナリシトキニシテ此場合ニモ又保險契約ヲ無効トスルモ前項ノ場合ト事情ヲ異ニスルヲ以テ既ニ拂込ミタル保險料ヲ保險契約者ニ返還スルモノトス。

## 第二 生命保険契約の失効

生命保険契約の失効とは一旦有効に成立し、又繼續したる保険契約が或事由の發生に依りて其效力を失ふ場合にして次の如し。

生命保険契約の失効に關して商法中に規定するは、次款に述ぶる免責規定を除き單に保険期間中危險が保険契約者又は被保険者の責に歸すべき事由に因りて著しく變更又は増加したる場合に保険契約を失効とする一規定を存するのみ(商法第四百十條)

次に約款中規定する失効は保険契約者が保険料を拂込まずして、猶豫期間を經過したる場合にして、此外會社に依り被保険者が失踪の宣告を受けたる場合をも、失効の原因として規定するものありと雖も、多くの會社は之を他の免責原因と同一に規定するを常とす。

## 第三 生命保険契約の解除

保険契約の解除とは既に有効に成立したる保険契約が、當事者の一方より解除せら

るゝ場合を云ふ、故に保険者は勿論保険契約者も解除權を行ふことを得るものにして、此點に於て保険者は法律又は約款に規定する場合の外、解除權を行ふこと能はざるに反し保険契約者は何時にても之を行ふことを得べし、蓋し生命保険契約は長期に互る性質を有するを以て、保険契約者が絶対に之に拘束せらるべきものとすれば、其保険料を負擔し得る資力の點に於て、若くは保険金受取人との關係に於て變動を生じたる場合に、契約者に對して徒らに無用の苦痛を與ふるものにして、此の如くんば遂に生命保険契約を締結する者なきに至るべきを以て、保険者の立場より觀るも解約の自由を認めざるを得ざるべし、故に契約者の行ふことあるべき解除を特に述べず

註 生命保険の解除に關して商法中に規定するは次の數項なりとす

- (イ) 保険契約の當時保險契約者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケヌ又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險者カ其事實ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス。(商法三百九十九條)
- (ロ) 保險者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得。(商法第四百五條)

(ハ) 保険契約者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險者ハ契約解ノ除ヲ爲スコトヲ得。(商法第四百五條第三項)

(ニ) 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保險契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ爲スコトヲ得。(商法第四百七條)

(ホ) 保險期間中危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得。(商法第四百十一條)

約款は右商法上の規定を擴充して第一回保険料及び復活契約に於ける繼續保険料拂込前にも告知義務を課し、其違反に對して保險者に解除權を認めたり、即ち之を例記すれば次の如し。

保險契約申込ノ後最初ノ保險料拂込前ニ被保險者ノ身體ニ著シキ異常ヲ生シ其他重要ナル事項ニ付キ異動ヲ生シタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ當會社ニ其實情ヲ通知スヘシ此場合ニ於テハ當會社ハ新ニ保險契約ノ協定ヲ爲スヘシ保險契約者又ハ被保險者カ前項ノ通知ヲ爲サスシテ保險料ヲ拂込ミタルトキハ當會社ハ前條ノ規定ニ從ヒ保險契約ノ解除ヲ爲スコトアルヘシ

#### 第四 生命保險契約の完了

生命保險契約の完了とは保險事故の發生又は保險期間の満了に依り保險契約の消滅する場合を云ふ。

以上生命保險契約の無効失効解除及び完了に依り保險契約の消滅する原因に付き其大體を述べたるを以て以下其效果に關して其梗概を述べべし。

##### 第一 生命保險契約無効の場合

保險契約無効の場合には最初より契約成立せざるものなるを以て、各當事者の給付したる金額は不當利得の原則に従ひ、互に之を返還せざるべからず、故に保險契約の全部又は一部が無効なる場合に於て、保險契約者及び被保險者が善意にして且重大なる過失なきときは、保險者に對して保險料の全部又は一部の返還を請求することを得(商法第三百九十九條)故に保險契約者又は被保險者が保險契約に付き詐欺の行爲又は重大の過失ありたるときは、全然返還せざるものとす、然れども保險者は新に保險契約を締結するに際し、種々の費用を要するが故に其受けたる保險料の全部を返還せ

ぶるを常とす、而して其金額は保険約款を以て之を定む例へば某會社の約款は「（保險契約書ニ記載シタル被保險者ノ年齢カ會社カ契約スヘキ年齢ノ範圍外ナリシトキ保險契約ヲ無効トシ既收保險料ノ元價ヨリ其十分ノ二ト保險金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額トテ控除シ其殘額ヲ保險契約者ニ返還スヘシ但保險料ノ元額ヲ分割シテ拂込ミタルトキハ分割ノ爲メニ増加シタル保險料ハ之ヲ算入セス）」と規定したるが如き其一例なり。

第二 生命保險契約失效の場合

損害保險に於て保險契約が效力を失ひたる場合には、法律に何等の規定なきを以て保險約款の定むる所に従はざるべからざるも、生命保險契約に在りては保險者は被保險者の爲めに積立てたる金額を保險契約者に拂戻すことを要す（商法第四百三十三條第二項）と規定せるも、既に無効の場合に述べたるが如く保險約款を以て多少之に異なりたる契約を爲すを常とす例へば「保險契約ノ解除失效又ハ會社ガ保險金ヲ支拂フ責ニ任ゼザル場合ニ於テハ會社ハ責任準備金ヨリ保險金額ノ百分三ト責任準備金ノ十分ノ二ニ當ル金額ヲ控除シテ殘額ヲ拂戻スモノトス」と規定するが如き其一例なり。

第三 生命保險契約解除の場合

商法第四百五條第一項第三項及び第四百十一條に依り保險契約が解除せられたると

きは、其解除は將來に向つて效力を有するものなることを規定し、尙商法第四百七條の規定に依り、保險契約が解除せられたる場合及び商法第四百八條の規定に依り保險の目的の全部又は一部に付き、保險者の負擔に歸すべき危険が生ぜざるに至りたるときは、保險者は其返還すべき保險料の半額に相當する金額を請求することを得るなり（商法第四百九條）以上は生命保險損害保險に共通なる規定なり。

生命保險に於て契約が解除せられたるときは保險者は被保險者の爲めに積立てたる金額を拂戻すことを要す（商法第四百三十三條第三項）然れども既に失效の場合に於て述べたるが如く保險約款に於て制限を附するを妨げず。

第四 生命保險契約完了の場合

生命保險契約完了の場合を分つて二とす、其一は保險事故の發生にして、其二は期間の満了なり、單純なる死亡保險に在りては死亡なる保險事故の發生するに因り、保險金を保險金受取人に支拂ひ養老保險教育資金保險等に在りては、一定期間被保險者

が生存するとき保険金を支拂ふものとす。

註 左の場合に於ては生命保険者は保険金支拂の責に任せず  
(イ) 戦争其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキハ契約アルニ非サレハ保險者ハ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セス  
(商法第四百三十三條第二項)

(ハ)(ロ) 被保險者カ自殺決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

保險金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保險者ハ其殘額ヲ支拂フ責ヲ免ル、コトヲ得ス

(ニ) 保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

前項中(ニ)の場合のみ保險者は被保險者の爲めに積立てたる金額を保險契約者に拂戻すことを要せずと規定せり。

右の四項は普通約款に所謂免責事項として規定せられ、我國現行の約款は更に之に二項を補充して規定するを常とす、而して此規定の影響する所甚だ大なるものあるを以て左に一節を設け特に之を論ずることとせり。

#### 第四節 免責條項

免責條項とは保險事故發生するも保險者に保險金支拂の責なき旨を普通保險約款に規定せる條項にして、現今我國の保險者が採用せるは左記の六項にして、商法の規定する四條項に二項を追加したるものとす、模範約款第十三條に規定するもの即ち之なり、今之を左に掲ぐべし。

一、被保險者カ自殺シタルトキ但第一回保險料拂込ノ時又ハ保險契約復活ノ時ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラス

二、被保險者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ但會社ニ於テ保險金ヲ支拂フヘキモノト認メタルトキハ此限ニ在ラス

三、被保險者カ決闘其他ノ犯罪若クハ死刑ノ執行ニ因リ又ハ一年以上ノ禁錮若クハ徵役ニ處セラレ其刑ノ執行中ニ死亡シタルトキ

四、保險金ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニハ會社ハ其殘額ヲ支拂フヘシ

五、保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

六、被保険者カ戦争其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキ但豫メ特別保険料ヲ拂込ミタルトキハ此限ニ在ラ  
ス

以下右の六條項に付き簡単に説明すべし。(一)先づ自殺に付きては自殺が故意即ち意識的に行はれたるや否やを區別せざるべからず蓋し人類の行爲は意思の有無を標準として之を批判すべきことを要し、若し被保険者の自殺にして無意識に行はれたりとせんか一般の病死と等しく被保険者に保険金支拂の責あるや明かなり、故に本項に於て論ずべきは被保険者が故意に自殺したるとき、換言すれば被保険者が自殺を意識したる場合にのみ之を限定せざるべからず、惟ふに自殺を以て罪惡なりとするは此の如き場合に於ける自殺に付きて云ひ得べく、若し夫れ無意識的の自殺に至ては之を批判すべき標準缺如するを以てなり。

被保険者が原因の如何を問はず故意に自殺したる場合に於て、無制限に被保険者に保険金支拂の責ありとせば、間接に自殺を奨勵し公序良俗に反するに至るべきを以て此

の如き場合に一般民法の大原則に基き保険契約を無効とするは、一見正當なるが如きも大に然らず。先づ本問題を正當に理解するが爲めには、其前提として人類に生存慾の熾烈なる本能あることを承認せざるべからず、此本能は健全なる人類の單り享有する天賦にして、精神病者に缺如する所なり。即ち被保険者が自殺に不可抗爭を適用したるは其根據を人類の熾烈なる生存慾に置きたるものにして、之に三年の期間を設定したるは之に依て保険金の支拂を希望する故意の自殺者の加入を防止せんが爲めに外ならず。換言すれば第一回保険料拂込の時、又は保険契約復活の時より三年を経過するにあらざれば自殺は不可抗爭たること能はざるべきを以て、被保険者は被保険者の契約當時に於ける心理に、故意的自殺の動機なきことを推測したる結果に他ならず、惟ふに故意的自殺中には生活難に原因するものあるべく、又責任觀念の強烈なる結果死して罪を謝せんとするに出づることあり、或は又忌しき痴情の結果たること等ありて、其殺を一にせずと雖も當初より保険金取得の目的にて加入したる者の自殺は、極め



て稀有の例に屬すと推測し得べき理由あるを以て、被保険者の自殺したる場合に保険金を支拂ふも毫も公序良俗を害する虞あることなし、而して之が爲めに保険者の支拂能力に障害を與ふる結果を來さずして、遺族に幾分の救済を施すことを得とせば、生命保険存立の使命は全ふせられたるものと云ふべく、是れ被保険者の自殺を不可抗争としたる所以なり。勿論同業者間の競争が此種の條項を設定せしむるに與て大に力あることは看過すべからず。論者或は不可抗争條項の擴張を以て、自由競争の弊なりとして保険者の態度を批難すと雖も、之に因て保険者を害することなしとせば、益々此種條項の擴張を奨励すべく之に對して毫も批議すべき餘地なきなり。

(二) 失踪に付きては保険料を拂込まずして猶豫期間を経過したるため、契約失效に歸する場合と同視して約款に規定する會社あるも多數の會社は之を免責條項として規定するを常とす。惟ふに失效と云ひ免責と云ふも其法律上の効果に至つては大差なしと雖も、嚴格なる意義に於て兩者間に少許の差異あり、即ち兩者は保險事故發生の有

無を限界として區別すべく、從て普通に所謂失效の場合には保險事故未だ發生せざるも、保險期間中或事由の發生に因りて保險契約は效力を失するものとす、之れに反して免責の場合には保險事故發生するも、其發生が自然の因果律に基づくものにあらずして、惡意に原因することあり、或は又必ずしも惡意にあらざるも、公序良俗に反する行爲の結果たることあり、若くは保險者の危険測定に必要な基礎的原因に異常の動搖を與ふる事件の結果たる等、要するに不自然の原因に依りて保險事故を發生せしむるものなるが故に、之を法律上の効果より觀れば必ずしも失效の場合のみならず、無効の場合に準ずべきものをも包含するを以てなり。例へば保險契約者が故意にて被保険者を死に致したるとき、保險者は免責條項に依りて勿論保險金支拂の責なきも、法律は他の免責事項に關して、保險者に被保険者の爲めに積立てたる金額を保險契約者に拂戻すことを強制するに拘らず、此場合にのみ返還金を必要とせざるを以て

(商法第四百三十一條第二項) 之を單純なる失效と解すべからずして、寧ろ無効に準ずるものとして觀

察するを正當とする理由に富めばなり。

右失踪の場合を失効とすべきか又は免責事項として處理するの正當なりやに付きては異論あり、失効とするを可なりとする者の説に依れば「被保險者が民法第二十條の規定に基き三年乃至七年間生死分明ならざりし場合の如きは之を損害保險の文字を以て表示すれば被保險利益は既に消滅し然も其の原因が果して生命保險者の責に屬するや否や知るに道なきものなればなり若し普通保險約款に何等規定する處なかりしとせば契約は當然無効となるべし」と然れども被保險者の不在は單に其生死分明ならざるに在りて此理由は未だ生命保險契約の效力を左右する原因と見るべからず、而して又其不在は若し被保險者にして生存すと假定するとき保險者は物的竝に心的兩方面より其の危険を想像して大なる脅威を感ずべしと雖も、被保險者の不在と危険の増加との間に必ずしも物的因果の關係ありと斷定すること能はざるを以て之を理由として保險契約の解除を行ふことを得ず。而して之を實際上より觀るも不在者の多數は既に死亡せ

るを常とし、其生存するものに在りては戰時異常の場合を除き寧ろ稀有の例に屬す。即ち不在者たる被保險者は多くは死亡したるものなりと雖も、只其事實を證明し得ざるのみ、故に失踪を以て損害保險に所謂被保險利益の消滅なりと曲解し、直に契約失効の原因なりとするは無意味に保險者の利益を計らんとするものにして、到底公平なる論議と云ふことを得ず、之れ法律が失踪の宣告に因て不在者を死亡したるものと看做し、總ての權義關係を整理せしめんとしたる所以なり。然れども夫の戰地に臨みたる者、沈没したる船舶中に在りたる者、其他死亡の原因たるべき危難に遭遇したる者の如きは、其生死が戰爭の止みたる後、船舶の沈没したる後又は其他の危難の去りたる後三年間分明ならざる場合には、多くは死亡を推測し得べきが如しと雖も、稀には萬死に一生を得る幸運見なきを保せず、況んや此の如き原因なき一般的不在者中には往々外國に其例を見るが如き、保險詐欺を目的とする失踪の行はるゝことあるを以て、保險者が其約款に於て失踪の宣告に關する民法上の原則を覆へして之を免責事項と

し、保険金支拂の餘地を其裁量に任じたるは蓋し止むを得ざるに出でたるものと謂ふべし、故に我國の簡易生命保険規則に失踪に關して全く規定する所なきは民法の原則に違ひ、其宣告を以て當然保險事故の發生に效力を附したるものとし、從て保險者に保険金支拂の責任あるものと解するを正當とす。

(三) 被保險者が決闘其他の犯罪云々に依り死亡したる場合に保險者に保険金支拂の責任なしとするは例外なく、我國の保險者が其約款に規定する免責事項の一なり、其理由として從來唱へらるゝものはイ若し之を保險者の免責事項と爲さざらんか右の犯罪行為に因る死亡を豫定して保險契約を締結するが如き惡風を増長し保險者は爲めに不測の損害を被むること、ロ犯罪の結果たる死亡に對して保險金を支拂ふが如きは、或意味に於て之を奨勵するものなるが故に、公序良俗上容すべからざること、ハ保險契約の性質上保險事故の發生は偶然なることを要するに、此種の犯罪行為に因る死亡には此根本的要件を缺如すること等其主なるものなり。

我商法は此種の免責事項を決闘其他の犯罪及び死刑の三種に限定したるに拘らず、約款は更に之を擴張して一年以上の禁錮若くは懲役に處せられ、其刑の執行中死亡したる場合をも包括せり、蓋し保險者は獄裡の生活を以て物的に危険を増加する虞ありとしたるのみならず、心的にも亦此の如き傾向ありと認定したるが爲めなるべし。

右の免責理由に對しては異見あるのみならず、外國の實際に徴するも決闘の如きは犯罪と認められず、從て之を免責事項の範圍外に置く獨逸の如きあり。故に此種の原因は常に刑事政策上若くは公序良俗上より觀察するのみならず、同時に保險金受取人の利益擁護上よりも考量し大害なきに於ては、寧ろ保險金受取人の利益の爲めに之を規定するの方針に出づることを要す、蓋しかくするも保險者の支拂能力に脅威を與ふるものと解し得ざる理由あるを以てなり。故に約款に於ては寧ろ國法の適用範圍を出來得る限り縮少するに努力せざるべからず、然るに我國現下の約款が却て之を擴張補充し、屋上更に屋を設くるの風あり。かくして罪を犯したる被保險者は、國法に依て罰せ

られ善意の保険金受取人も又約款に依て保険金を没収せらるゝに至る、惟ふに刑罰は國法に一任すべく保險者は國法を犯さざる範圍に於て能く自己の利害と調和しつゝ、保險の使命を完全に遂行すれば足れり、然るに何ぞや國法の命ずる所を擅に推擴するが如きは、常に僭越の譏りを受くるのみならず、實に保險思想の普及を妨ぐるものなり。

(四) 保険金受取人が故意にて被保險者を死に致したるときは、保險者に保險金支拂の責なきことを約款に規定するは、商法第四百三十一條の規定に根據するものにして、茲に故意は單に或行爲が被保險者の死を豫期して爲されたるに止まらず、或行爲を爲すべき者が其行爲を爲さざるに因りて被保險者を死に至らしめたる場合をも包含せしむべきものとす、而して免責條項の規定は單に「故意にて死に致したるとき」とあるを以て其殺人の動機が保險金取得の目的に出でたると否とを問はず苟くも故意にて被保險者を死に到らしめたる總ての場合に適用せらるゝものなり、故に保險金受取人が過失に因て被保險者を死に致したるときは、保險金受取人は刑法上過失致死の罪に問はる

べきも、保險金受取の權利を喪失することなし、又保險金受取人が故意にて被保險者を死に致したるときと雖も、其保險金受取人にして單に保險金の一部を受くるに過ぎざる者なるに於ては、其行爲に因て他の善意の保險金受取人の利益までも害すべき理由なきを以て、右の如く規定したる所以なり。

(五) 保險契約者が故意にて被保險者を死に致したる場合も又前項と同様に商法第四百三十一條の規定の根據するものにして、各社の約款に免責事項として規定せらるゝ所なり、而して此の場合には保險契約者が同時に保險金受取人たることあり、第三者をして保險金受取人たらしむることあり、保險契約者が同時に保險金受取人たる場合に於ては、保險金受取人が故意にて被保險者を死に致したる場合と等しく、保險金を支拂ふの要なしと雖も、保險金受取人が保險契約者以外の善意の第三者なる場合に付きては異論あり。蓋し故意にて被保險者を死に致したる者が保險金受取人たると保險契約者たるとに依りて善意の保險金受取人に及ぼす効果を異にすと云ふは甚だ理由に

乏しければなりと云ふに在り、然れども冷靜なる法理を一貫すとせば此の如き場合に保險者に免責權を與ふるは寧しろ正當なるべし、何となれば保險契約者は元來保險者の相手方として其締結せる保險契約の神聖を擁護すべき地位に在るに拘らず、進んで之を冒瀆するが如き行爲に出ずるに於ては、保險者に保險金支拂の義務なきに了るべき結果を當然豫期せるものと看做すを正當とすべく、從て保險者は勿論其責任を負擔する必要なく、保險金受取人は保險契約者に對して利益の侵害に付き單に損害賠償權を有すれば可なりとの論結に到達すべきを以てなり。

(六) 被保險者が戰爭其他の變亂に因りて死亡したる場合にも又保險者に保險金支拂の責なしとするは現今我國に於て一二の例外を除き各社が其約款に於て規定する免責事項なりと雖も、之を保險者の採用せるものに付き仔細に觀察せば必ずしも一致せず、即ち商法及び模範普通保險約款の使用する「戰爭其他の變亂に因る死亡」を其儘踏襲するものあり、或は之よりも稍詳細に規定し以て用語の曖昧より生ずる紛議を未前に

避けんとしたるものあり例へば「被保險者が戰爭其他の變亂に因りて死亡せるとき又は戰地變亂地に於て受けたる疾病外傷に因りて死亡したるとき」の如き或は此規定中より外傷なる文字を削除するものあり或は「疾病外傷」に代ゆるに「流行病」なる文字を以てするものあり、或は變亂に因る死亡を除外し單に「戰役に従事し又は戰地に於て死亡したるときに限定するもの」如き是なり。

右の如く戰爭變亂の危險は現今我國に於て二三の會社を除き悉く免責事項とするも絶體的規定にあらずして(一)特別保險料を徴して之を引受くるものあり、(二)特別保險料を徴せざるも之に原因する死亡に對して(イ)保險金より其一割以内の控除を行ひて支拂を爲すべしと定むるものあり(ロ)或は原則としては保險金の全額を支拂ふも、若し之に因て會社の基礎を危くするの虞ありと認めたるときは、其一部を削減し解約返還金を下らざる金額を支拂ふとするものあり(ハ)或は又契約成立後三年を経過したときは無條件に支拂に任ずるものあり(三)其他前記(一)の場合と(二)の(ハ)の場合を組合たるもの即ち此

種の危険に對して特別保険料を徴するも第一回保険料拂込の時より三年を経過したるときは此限に在らずとするが如き是なり。

此の如く此種の免責條項は各會社の間に其定むる危険の範圍を異にするのみならず又之を引受くる條件に差あるを以て其何れを可とすべきやは即斷を容さざるものあり然れども會社の支拂能力に異常の脅威を與へざる以上國家の大難に際し保險者も亦義勇奉公の一端として相當の努力を爲すの社會的責任あり、而して其努力は常に免責事項の範圍を狭少するのみならず支拂ふべき保険金を豫め確定し置くことを以て其最たるものとす、之を我國の某會社の約款に見るが如く、假令此種の危険を無條件にて引受くるも保険金支拂の問題を社員總代會の決議に繫屬せしむるのみならず、更に其認定に依りて保険金額を決定するが如きに至ては人に依り決定を二三にするの虞あり、實に此の如きは此種の危険に關する現行免責條項中最も露骨に利己心を發揮せる拙劣なる規定なりと謂ふべし。

## 第八章 生命保險の經營

### 第一節 事務の分掌

生命保險事業に限らず事務の分掌にして、科學的ならざれば到底合理的經營を行ふこと能はざるは自明の理なり、而して事務の分掌は事業の繁閑規模の大小其他諸種の事情に依りて自ら同一形式を採ること能はず、此點に於て分業の利益は經濟上一定の限度を有するものにして、事務の比較的閑散なるに拘らず徒らに細密なる分課を設けんか一方に於ては冗員の不經濟あるのみならず他方に於て甲課は極めて多忙なるに反して乙課は甚しく閑散を極むるの奇現象を呈することあり故に事務分掌の編成には慎重の考量を要すべきものとす。

現今生命保險會社に廣く行はるゝ事務の分掌は支配人の下に庶務、會計、徵收、調査統計募集契約醫務の八課を設置するものにして、會社に依り事務を内務外務醫務の

三大部に分ち更に内務部を庶務會計徴收調査統計の五課に外務部を募集契約の二課に分ち取締役を部長に推載する制度を採るものあり、或は部を以て局に代ふるものあるも課としての事務の内容に至ては何れも大同小異なりとす。今各課の事務を擧ぐれば次の如し。

- 第一 庶務課** (イ) 文書の接受及び發送に關すること (ロ) 官廳に對する申請書類並に登記に關すること (ハ) 株主、株券又は基金醸出者基金證券に關すること (ニ) 株主總會重役會又は社員總會評議員に關すること (ホ) 諸規則の制定に關すること (ヘ) 重要文書の起案淨書に關すること (ト) 人事に關すること (チ) 圖書の保管及記録に關すること (リ) 告廣に關すること (又) 社内の取締に關すること (ル) 常宿直、給仕小使の監督に關すること (ヲ) 冠婚葬祭に關すること (ワ) 其他々課に屬せざる一切の事務
- 第二 會計課** (イ) 金錢の出版に關すること (ロ) 預金及び貸付金に關すること (ハ) 有價證券の保管に關すること (ニ) 會計帳簿其他の書類の整理保管に關すること (ホ) 社員積立金に

- 關すること (ヘ) 什器用紙其他物品の購入賣却保管及び整理に關すること (ト) 諸印紙郵便切手葉書の出納に關すること (チ) 建築營繕に關すること (リ) 其他一般會計に關すること。
- 第三 徴收課** (イ) 第二回以後保険料の徴收に關すること (ロ) 保険契約の復活に關すること (ハ) 保険契約の解除並に解約返戻金に關すること (ニ) 保険料の延滞並に解約防止に關すること (ホ) 支店出張所代理店に關すること (ヘ) 収入保険料並に未收保険料の調査に關すること等。

- 第四 調査課** (イ) 被保険者の死亡満期の調査に關すること (ロ) 保険契約上の訴訟に關すること (ハ) 新契約費の調査に關すること (ニ) 募集成績調査成績に關すること (ホ) 申込書診査報狀其他保険契約上重要書類の調査整理に關すること等。

- 第五 統計課** (イ) 責任準備金及び支拂備金の計算に關すること (ロ) 保険契約に用する諸統計表の調製に關すること (ハ) 死亡生殘表保険料表及び解約價格に關すること (ニ) 其他保險に關する統計並に數理に關すること等。

第六 契約課 (イ) 申込書及び診査報状の調査に關すること (ロ) 保險契約の締結に關すること (ハ) 保險證券の作成書替又は訂正に關すること。

第七 募集課 (イ) 被保險者の募集に關すること (ロ) 申込書及び診査報状の受理に關すること (ハ) 代理店の設置廢合に關すること (ニ) 募集員の勤怠督勵に關すること (ホ) 其他新契約の募集に必要な施設に對する起案に關すること等。

第八 醫務課 (イ) 被保險者の身體診査に關すること (ロ) 診査報状死亡證明書及び死體檢案書の調査に關すること (ハ) 醫務統計に關すること (ニ) 其他醫務に關すること。

右は大體事務の分掌を記述したるものに過ぎずして、會社の狀況に依り更に其内容に付取捨を加ふるの必要あるべく、又種々の事情に依り理論上甲課に屬すべき事項を乙課に於て受理するを便宜とするを以てなり。

### 第二節 新契約の募集

生命保險事業に最も重要なるは新に被保險者を募集することに在り。惟ふに舊契約

は死亡、満期、解約失効等の原因に依りて漸次消滅するものなるが故に、此消滅を補填すると共に年末契約高の向上を期するが爲めに多額の舊契約を獲得するの必要あり、而して舊契約の消滅は一般に契約高に比例するを以て、新契約の募集高は會社の年末現在に比例して増加するの要あるは明かにして、若し新契約高にして此趨勢に伴はざらんか年末現在高の減少を來たし、會社は漸次衰運に陥るべし、實に生命保險會社は之を身體に譬ふれば新契約は尙營養物の如きか、營養物にして不足ならんか身體の健全を庶幾すること能はざると一般會社は徒らに支拂勘定のみ多くして、將來の發展に資する受取勘定の擧らざるは勿論自己の肉を減いて僅に命脈を維持するに過ぎざる悲境に沈倫するを以てなり。

生命保險の主たる業務が新契約の募集に在るは上述の如し、然れども保險契約の締結は座ながら被保險者の申込のみを待つべきものにあらずして必ずや進んで被保險者の募集に努力せざるべからず、故に生命保險會社員たるものは重役より下級事務員に



至るまで常に此方面に意を注ぐの要ありと雖も、彼等は夫々内部的事務に任ずるを以て生命保険會社に在りては募集員なるものを置き、専ら募集事務に従事せしむ。而して募集員の選擇に付ては從來各會社とも最も苦心する所にして殊に生命保険に於て一層然りとす。我國に於ては未だ保険思想の普及充分ならざるが故に單純なる勧誘のみにては加入者を得ること甚だ困難なるを以て、勢ひ執拗に相手方を説伏するの要あり。之が爲めに反て世人の嫌忌と反感を買ふの虞あるを以て、會社は充分此點に留意し募集員は相當の教養を有し多少辭令に巧みなる人格者を採用するに務むべきなり。

次に募集機關として擧ぐべきは代理店なりとす。由來代理店は本社に代りて地方に於ける保険契約者より保険料を徴收し保険契約者被保険者又は保険金受取人と保險會社との間に介在し其交渉事件を取次ぐを主たる業務とし兼て被保険者の募集を爲し保險契約締結の媒介を爲すものなりと雖も、近時生命保險會社間の競争は其募集區域を都市より田園に及ぼし、如何に偏諷の地と雖も其足跡を見ざるに至りなると、是等の土

地に於ける會社の信用未だ大ならざる關係上土地の有力者を代理店に委囑して新契約の募集に利用せんとするは代理店設置の有力なる原因となれり。此の如く代理店は會社の發展に重大なる關係を有するを以て代理店設置に際して右の目的に添ふ様大概ね左記の事項を標準として其設置の可否を決定するの風あり。

- 一 所管とすべき地域の戸數及び人口
- 二 其地方の貧富の程度
- 三 新設當時並に將來の募集に對する見込
- 四 其地方に於ける他會社の施設

我國に於ける保險事業は之を歐米に比すれば未だ充分發達の域に達せず、殊に一般人士の保險思想は極めて幼稚にして保險會社よりは寧ろ代理店の良否に依りて去就を決するが如き状態に在るを以て、代理店は須らく其地方に於ける名望家にして相當の資産を有し且相當の教育ある者より選定せざるべからず。

### 第三節 財産の運用

一三四

生命保險會社に於ける財産の運用は新契約の募集と共に生命保險經營上主要なる事項に屬す、蓋し生命保險料の大部分を占むる純保險料は既に述べたるが如く、其之を定むるに當りて既に豫定利率を以て割引したるものなれば會社が利益若くは剩餘金を得るが爲めには、此豫定の利率以上に利殖の途を講ずる必要あるを以てなり、從來普通一般に行はるゝ財産の利殖方法は銀行預金、貸付金、有價證券及び不動産の取得等なるも生命保險事業の特質として銀行に見るが如き取付なきこと、及び比較的長期の契約なるを以て財産を固定し得るの便宜あるを以て、普通の商業銀行業者よりも利殖の範圍廣大なりと謂はざる可からず。我國の保險會社は資金の大部分を有價證券に投じ、次いで銀行に預金し殘餘を保險證券擔保貸付、不動産擔保貸付に振向け不動産擔保の貸付に應ずるは一般に二三流會社が單に金利及び新契約募集の關係上行ふに過ぎず。之を獨逸の保險會社が其運用資金の七割五分以上を都市の不動産に投ずるものと

同日の論にあらず。保險業の經營上何れが正當なりやは別に研究を値する一問題たりと雖も、現時我國の保險業は寧ろ銀行の銀行たるの感ありて豫定利率以上の金利を收めつゝ生命保險本來の性質に恰當する利殖方法を講ぜざるの憾あり。

第一 有價證券 生命保險會社が其資産の大部分を有價證券に投下するは前述の如く我國の現状なりと雖も、之を頻繁に賣買し其差額を利得せんとするが如きは偶々保險業者を驅りて投機師たらしむる虞あるを以て決して賞賛すべきことにあらず。

現今我國生命保險會社の投下せる有價證券は公債證書、大藏證券、社債券、株券の四種にして此内公債證書は價格變動少なく従て賣買容易なるの利益あるも豫定利率との利差其他の有價證券に比して一般に少きが故に、大會社は論外として二三流會社に在りては事業開始の際必要なる供託金即ち拂込資本金の二分の一に相當する國債に止むるもの多し。大藏證券は一會計年度に於て一時の歳入不足を填補せんが爲め後日の歳入を豫期して大藏省より發行し、其年度内に償還せらるべきものにして其期限も一

年を出てずして多くは四五ヶ月等の短期なるが故に市價變動殆ど無く、從て公債證書に譲らざる堅實性を有す。社債券は以上二者に比して利息の割合良好にして、其所有者は發行會社の財産上に付優先權を有するを以て該會社にして確實ならんか堅實性に於て公債大藏證券に劣るも株券に優り市價の變動比較的少なきの利あり。最後に株券は以上の三者に比し一般に金利の點に於て優越の地位を占むるのみならず、賣買に依り時に巨額の利益を見ることありと雖も、其市價は經濟界の變遷に伴ひ前三者と異り一時に激變する可能性あるが故に、株券投資に付ては其會社内部の事情に付常に充分なる研究を要すると共に多種多様の確實なる株券を選択し、相場の変動に因り一方に於て損失を被むるも他方に於て利益を得、所謂彼此相償ふが如き資本の地理的分配を行ふことを必要とす。

**第二 銀行預金** 生命保險會社と銀行とは單に財産利用の方法に於て密接の關係するのみならず、日常の取引に於て深き關係あり、殊に保險料を拂込ましむる場合に振

替貯金以外に當座取扱を開始して其口座に振込ましむること一般に行はるゝが故に、生命保險會社の資金は事業の性質上各地の銀行に分布せらるゝの傾向あり、之を以て新に銀行と取引を開始せんとするに際しては、最も慎重に調査を遂ぐるの必要あるべく、單に資本金の大なること、利息の割合高きこと若くは其他些細なる便益に誘惑せられ、銀行の内情を精査せずして濫りに取引を開始せば後日臍を嚙むの悔あるべし、而して銀行の良否を鑑別する標準として**イ**預金の多寡**ロ**積立金の有無及び其多少**ハ**財産の内容**ニ**經營者の人格**ホ**事業の經營振**ヘ**預金利子の割合等を擧ぐることを得べし。

**第三 貸付** 生命保險會社の行ふ貸付には二種あり、保險證券擔保貸付は其一にして一般貸付即ち契約者以外に對する貸付は其二なりとす。

保險證券擔保貸付とは生命保險會社が保險契約者の請求に依り、保險證券を擔保として融通する貸付金を謂ふ、而して此場合に會社が貸付くる金額は解約價格を標準とし常に其以内とす。蓋し保險契約者が其債務を辨濟せずして何時解約するも會社は毫

も損失を被むることなきを以てなり、殊に其利率は營業政策上一般貸付よりは低きを常とすと雖も、前拂なるが故に一層其憂なきものとす。而して此種の貸付が近時盛んに行はるゝは畢竟するに次の理由に基くが如し。

- (一) 生命保險會社の側より見たる理由
  - (イ) 解約價格を標準とするが故に損失の憂なきこと
  - (ロ) 此種の貸付を好餌とし事業の擴張を圖るに便なること
- (二) 保險契約者の側より見たる理由
  - (イ) 保險證券の提供するの外他に何等の擔保を要せざること
  - (ロ) 利子の割合一般貸付よりも低きこと

元來生命保險會社が保險契約に對し解約價格の範圍内に於て貸付金を認むるに至りたるは、保險料支拂猶豫期間内に保險契約者が保險料を拂込まずして失效に歸するを防止するが爲めに解約價格を自働的に貸付金に振替へ、以て延滞保險料及び利子に充

當したるに始まりしものなるも、其後會社間の競争は其範圍を擴張し敢て其用途を問はず、無制限に保險證券を擔保として解約價格の範圍内に於て之を認むるの制度を馴致したるものとす。然れども其借入の手續甚だ簡便なるが故に、保險契約者は不知不識の間に之を濫用し、遂に之を返済すること能はざるに至り自然保險契約を放棄することを常とす、此くして當初保險契約を永續せしめんとする保險證券擔保貸付が却て契約を消滅せしむる誘因となること多きを以て、此制度を批難する學者中之を以て會社より借入るゝものにあらずして實に被保險者の憐むべき遺兒より借入るゝ罪惡を敢てするものなりと論ずるものあるに至れり、言少しく奇矯に失すと雖も半面の眞理を含蓄するものと謂ふべし。

上述の貸付金返済前に解約したるとき若くは満期の到來したるとき又は被保險者が死亡したるときは保險會社は其支拂ふべき解約價格若くは保險金中より貸付金を控除し殘額を交付するものとす。

次に一般貸付に三種の方法あり信用貸付保証貸付擔保貸付、即ち是れなり。信用貸付とは全然借主其人に絶対の信認を置きて貸付くるものなるが故に、辨濟不能の場合には全部の損失を豫め期するの要あるを以て生命保險會社の如く、多數の契約者より零碎の資金を集めて事業を經營するものに在りては、成るべく之を避くる方針を採るを可とす。次に保証貸付は本人の信用の外に信用確實なる保證人を立てしめて貸付くるものなるが故に、信用貸付に比し稍良なりと謂ふことを得べし、尤も地方自治團體への貸付は多くは無擔保にして稀に保證人を立てしむることありと雖も此種の貸付には法定の起債條件を具備する場合に限り、寧ろ擔保貸付よりも優良なるのみならず、之に依て事業擴張の便宜を得るの利益あるを以て、近時生命保險會社の資金は漸次此方面にも投下せらるゝの傾向あり。以上の兩者は専ら對人信用に基きて貸付を行ふものなるも、擔保貸付は所謂對物信用にして擔保物を提供せしめて貸付くるものなり。此方法は擔保物の選擇に過失なくば通常最も安全なるものとす。

右の如く對人信用は地方自治團體への貸付を除き、一般に危険多く從て弊害の伴ひ易きものなれば、此種の貸付は之を普通の金融業者に一任し生命保險會社に於て取扱はざるを例とす、尤も擔保貸付にありても借主其人の信用に重きを置くは勿論にして此外擔保物の選擇に付左記の條件即ち

- (イ) 處分の容易なること
- (ロ) 市價の變動少なきものなること
- (ハ) 保存に容易なるものなること
- (ニ) 専門の知識を要せずして擔保物件の價格を判斷し得るものなること
- (ホ) 法律上擔保物の無疵なること

等を要するも、現時生命保險に在りては貸付の前提として、交換的に幾許額の新契約を之に依て獲得し得るやを考量し、然る後貸付の契約を締結するの風あるを以て擔保物は常に必らずしも右の要件を悉く具備するを要せざることあり、而して擔保物件として適當なるものは

- 一、公債證書
- 二、大藏證券
- 三、社債券
- 四、株券
- 五、不動産

等なりと雖も、現今比較的廣く行はるゝは不動産擔保殊に市及び其附近の住宅地なりとす。

擔保物件に對する貸付價格は常に其間多少の間隔を存せしむる處要あるのみならず其割合も擔保物件の種類に依りて差等を設くるの要あり。公債證書、大藏證券、社債券及び有力なる會社の株券の擔保價格を決定するは比較的容易なりと雖も、二流會社の株券に至ては當該會社の營業狀態、配當率、將來の豫想等を調査したる後概算的に決定するものなるが故に、前者の如く單純ならざるの不便あり。最後に不動産に至ては其評價方法頗る困難なるも先づ建物に在りては

(イ) 其建築費に據るか (ロ) 建築後の年數に應じ建築費より相當の控除を行ふべきか  
(ハ) 賣買値段に據るべきか (ニ) 建物の賃貸料を還元したる元本額に據るか、  
等の疑問を生ずべく、土地に付ては建物の如く複雑なる問題を生ずるは普通稀なるも一般に兩者を通じ其收益率に對して精細なる注意を拂ふの要あり。蓋し擔保流れとな

りたる場合に一方に於ては容易に賣却し得ざるのみならず、他方に於て管理に尠からざる費用を要し、且資金を固定せしむるを以てなり。故に此種の貸付に對しては擔保流れとならざる様々め警戒すると同時に譬ひ擔保流れとなるも、毫も損失を被むらざる様注意するの必要あり、乃ち注意事項として擧ぐべきものは大凡次の如し。

- 一 不動産擔保貸付に流用する資金の總額を豫め決定し置くこと
- 二 不動産の種類は住宅地家屋其他の建物にして市若くは其隣接町村に所在するものに限定すること
- 三 貸付金額は成るべく低額ならしむること
- 四 不動産の使用より生ずる收益率は成るべく大なるを要し、且永續性を有するものなること
- 五 抵當權は第一順位のものたること
- 六 家屋其他の建造物に對しては借主の計算に於て貸付金以上の保險金額を以て火

七 長期貸付のものに在りては年賦償還の方法に依らしむること

第四 不動産の取得 不動産殊に土地に對する放資は地價の騰貴せる現今に於て收益之に伴はざるの状況に在るを以て、轉賣に依て益ある見込確實なる場合の外濫りに行ふべからず、次に建物の如きも管理に尠からざる費用を要するのみならず、相當の減價償却を行ふ必要あるものに在りては一層然りとす、生命保險會社は年數の経過と共に死亡満期に要する多額の流動資金を準備し置くの責任ある立場に在るを以て、多額の資金を不動産に固定せしむるは策の得たるものにあらず。此點に於て其最高限度を營業用土地建物に限定するを要す。近時生命保險會社間に建物の壯大を競ふの風あり、是れ新契約の募集上會社の内容を實質以上に表明せんとする手段としては、或は質朴なる村夫子を瞞着するに足らんも、寧ろ内容の充實を期するに如かず。

要するに生命保險會社の資金は常に何等かの形態に於て利殖し且必要なる場合に直

に現金に化し得べき状態に置くを要するを以て、資金の投下を一方に偏せしむるは策の當を得たるものにあらざるのみならず、甚だ危険なるを以て前述の如く資金の地理的分配に意を用ふることを要す。我保險業法は其施行規則に於て此點に關する注意的事項を規定したり即ち左の如し。

保險會社が其財産を利用するには左に掲げたる各方法に付き其五分の一を超ゆることを得ず。

- 一 無擔保貸付を爲すこと。
  - 二 同一人に貸付又は預金を爲し又は同一人を保證人として貸付を爲すこと。
  - 三 同一會社の株券若くは債券を取得し又は之を擔保として貸付を爲すこと。
  - 四 同一物件を取得し又は之を擔保として貸付を爲すこと。
- 前項第二號及第三號に掲げたる方法に依りて利用したる金額は之を通算す。  
要するに生命保險會社は多數契約者の零細なる資金を保險料の形式に於て蒐集する

ものなるが故に其財産利用の巧拙如何は直に社會上重大の問題を惹起すべきを以て、保險者が之に對する態度は慎重なるを要すべく、若し夫れ金融緩漫期に於ては金融界惡化して金利甚しく低下し、爲めに資金の蓄積者は其所得收入の減少に狼狽し投資上他の誘惑に陥り易き傾向あり、之れ國家が種々の場合を豫想して之に幾多の制限を設くる所以にして、固より正當なり今や我國に於て金融市場の擴大を計り、以て漸次其國際化を期するの必要唱導せらるゝ秋に當り、比較的長期に亘りて固定し得る多額の資金を有する生命保險會社が信託預金と共に將來金融市場に絶大の機能を發揮すべきは論を俟たず、否現に保險業者が金融業者の背後に在りて金融政策に關して隱然たる勢力を占むるに於てをや。

## 第九章 生命保險會社の計算

### 第一節 勘定科目

生命保險會社の勘定科目は他の商業會計に於けるもの以外に保險事業に特有なる勘定あり、即ち財産勘定中資産に計上せらるゝものに未收保險料あり負債に屬すべきものゝ中に責任準備金支拂備金あり又損益勘定中に解約返還金等ありて是等は複雑なる計算に基きて算出せらるゝものなるが故に、生命保險會社の計算は會計學及び保險技術上の知識を有するにあらざれば理解すること甚だ困難なり、而して其科目の種類は會社に依り異なるも現今普通行はるゝものを列擧すれば次の如し。

一 資産の部 資産に屬する勘定科目はイ未拂込株金又は未拂込基金(ロ)銀行預金(ハ)郵便振替貯金(ニ)貸付金(ホ)有價證券(ヘ)不動産(ト)什器(チ)未拂利息(リ)未拂保險料(ヌ)支店出張所代理店貸(ル)假拂金(ヲ)現金等なり。



二 負債の部 負債に属するものはイ株金又は基金(ロ)法定準備金(ハ)責任準備金(ニ)支拂備金(ホ)特別積立金(ヘ)支店出張所代理店借(ト)假受金等なり。

三 収入の部 収入勘定に属するものはイ前年度繰越金(ロ)保険料(ハ)再保険料(ニ)諸利息(ホ)財産賣却益(ヘ)財産評價益(ト)雑収入等なり。

四 支出部の 支出勘定に属するものはイ再保険料(ロ)保険金額(ハ)解約返還金(ニ)其他返還金(ホ)營業費(ヘ)財産賣却損(ト)財産評價損(チ)雑支出(リ)次年度繰越金等なり。

右の内「前年度繰越金」は利益又は剩餘金、責任準備金支拂備金の三勘定に「營業費」は社費代理店手数料紹介手数料及び醫師報酬の四勘定に「次年度繰越金」は責任準備金支拂備金の二者に區別することを要す、而して以上の收支勘定を締切たるときは別項に利益若くは剩餘金又は損失若くは不足金を掲ぐるものとす、以下生命保險事業に固有なる勘定科目に付き其概要を説明すべし。

### 第一款 未收保險料

未收保險料とは猶豫期間中にある保險契約にして會社の決算期日迄に保險料を拂込まざる場合に保險者が其見込に依り、其一定額を資産として計上するものを云ふ、元來猶豫期間中にある契約は悉く保險料の不拂に因り失效するものにあらざるが故に、保險者が過去の經驗に依り回收し得べしと信ずる一定割合の未收保險料を其年度の資産として計上するは會計上其眞實性を表現すべきものなりとの原則に基き、敢て批難すべからずと雖も、惡徳保險者中には此勘定に依て會社の缺損を隱蔽し、若くは不當の配當を行ふを以て若し次期の決算年度に於て未收保險料の全部を回收するに足らざるときは其不足額を其期に於て填補せしめ、以て此種の不當なる計算を行ふことを防止せんとせり、尙國法は未收保險料計算等の爲に用ひたる統計表計算表其他の計算の基礎、方法及び順序を知るに必要な材料は三年間之を保存することを要せり。

### 第二款 責任準備金

保險會社は保險契約の種類に従ひ各決算年度の終に於て存する契約に付き責任準備

金を計算し且特に設けたる帳簿に記入することを要す、而して責任準備金とは會社が負擔したる保險契約上の責任を全ふするが爲めに積立つべき金額にして保險金額解約其他の返還金の支拂に充當すべきものとす、此の如く責任準備金は會社の純然たる債務を現はすものにして、法定準備金其他の準備金の如く、會計上に所謂對內的債務にあらざるを以て會社の收支勘定に不足あるも、責任準備金を減少して之を補填することを得ず、之れ法定準備金等と大に其性質を異にする所にして、從て當然課税の目的より除外せらるべきものとす、但し責任準備金の運用に依りて生じたる利息収入が豫定利率を以て増殖したるものよりも多き場合に、其差額に對して課税すべきや否やは別問題なり。

生命保險に在りては保險契約者又は保險金受取人は被保險者の爲めに積立てたる金額に付き會社財産の上に優先權を有するを以て生命保險を再保險に附したる場合と雖も、原保險者は之に對する責任準備金を積立つることを要し、不能の場合を除き之を保險料積立金と未經過保險料とに區別すべきものとす、尙保險會社が保險契約に因り

確定金額の配當を約したる場合に於ては其準備金を積立つることを要し利益の配當を約したる場合も亦同じ蓋し確定金額の配當は其實質に於て保險金額の支拂に外ならざるを以て此準備金は法律上責任準備金の性質を有するものなり。

### 第三款 支拂備金

支拂備金は保險業法施行規則第二十三條に基きて、積立つることを要する一種の準備金にして、會社が決算年度の終に際し保險金額拂戻金又は保險契約に因る配當金の支拂を要する事故の發生せることを知るも、其請求書類が未だ會社に到達せざるか又は既に到達せるも、調査未了等に屬するものに付き其金額を積立てしめ、以て不當の利益を計上せしめざるに在り、乃ち其規定を掲ぐれば次の如し。

- 一 保險金額拂戻金又は保險契約に因る配當金の支拂を爲すべき場合に於て未だ其の支拂を爲さざるものあるときは其の金額
- 二 既に生じたる事由の爲めに保險金額拂戻金又は保險契約に因る配當金の支出を

爲すべきことありと認むるときは其の支拂を爲すに相當なる金額

- 三 保險金額拂戻金又は保險契約に因る配當金に關し訴訟繫屬中のものあるときは其の金額

#### 第四款 任意準備金

會社は法定の準備金を積立つる外任意に積立金を爲すことを得べし、之を任意準備金と云ふ任意準備金は其之を積立つる目的に依りて、種々に區別することを得、即ち損失填補に充つる爲め又は利益配當準備の爲め、或は特別の危険若くは全然豫想せざる危険に對する準備の爲め又は減價償却準備等の爲め積立を爲すが如し、而して任意積立金は會社が定款を以て規定せる場合あり、或は又株主總會の決議に依り積立つべき場合ありと雖も、何れも法律の規定に基く諸準備金を控除したる利益の殘額中より之を積立つべきものとす。

#### 第二節 利益の配當

保險會社の利益又は剩餘金の配當は株主又は基金贖出者配當と保險契約者又は社員配當の二に區別することを要す、今之を説明するに當り保險會社の利益の源泉に付き略説すべし。

##### 第一款 利益の源泉

保險會社の利益の源泉は(イ)利差より生ずる利益(ロ)死差より生ずる利益(ハ)附加保險料より生ずる利益及び(ニ)其他の雜利益より成る。

一 利差より生ずる利益 責任準備金を豫定利率以上にて運用したる場合に其差率より生ずる利息収入は即ち此利益に屬するものなり、故に豫定利率の撰定を低位にしたる會社は之に反する會社よりも多額の責任準備金を積立つるを以て、實際利率等しければ此點に於て多額の利息収入あるの理なり、又契約高同一なるも舊會社は新會社よりも多額の責任準備金を有するものなるが故に、右と同一の理由に因り新會社よりも多額の利息収入あるものとす、要するに現今我國の生命保險會社が適用する豫定利

率は三分五厘乃至四分なるが故に、實際利率との間に十分の餘地あり、従て利差より生ずる利益を收めざる會社なしと云ふも過言にあらず。

二 死差より生ずる利益 此利益は實際の死亡率が豫定の死亡率より低き場合に生ずるものなるが故に、舊會社は新會社よりも又診査の寛大なる會社は其嚴重なるものより、は此原因より生ずる利益少きは勿論なり。

三 附加保険料より生ずる利益 既に陳べたるが如く附加保険料は保險會社の收むべき利益をも加味して計算するものなるが故に豫定の營業費を以て事業を經營することを得ば當然生ずべき利益なり。

四 其他の雜利益 此種の利益は以上の三者に比して重要ならざる保險契約上の利益にして(二)無効失效解約及び免責約款より生ずる利益(二)解約價格の轉換より生ずるものなり。

右の外財産賣却益財産評價益等を數ふることをいふべきが如しと雖も是等は特に生命

保險事業に固有なる利益にあらざるを以て本項より除外するを可とす。

### 第二款 株主又は基金醸出者配當

會社が株主に對して利益配當を行ふには、先づ損失を填補し次に法定準備金を控除したる後ならざるべからず、換言すれば損失を填補し且法定準備金を差引た。殘額が配當し得べき利益にして、會社が自由に處分し得べき範圍なり、而して茲に所謂法定準備金とは廣義に於けるものにして、舊に商法第九十四條の法定積立金のみならず、責任準備金支拂備金は勿論保險業法施行規則第三十三條に規定する確定配當準備金をも包含するものとす。

相互會社に於て基金醸出者が有すべき權利の範圍に付ては法律に明文なきを以て、定款の規定に遵ふべく、剩餘金の配當額に付ても亦同じ、而して基金醸出者は剩餘金の配當を受くるの外拂込基金に對して一定歩合の利息の支拂を受くべきは基金の性質に照して明かなり。

### 第三款 保險契約者又は社員配當

元來株式組織即ち營利組織の保險會社に在りては其經營に由りて生ずる利益を悉く株主に分配するも差支なしと雖も、保險事業には營利組織に對して相互組織の非營利會社併立するを以て、商略上其利益の一部を割いて契約者に分配する方法は夙に行はれたる所にして、現今に至りては株主配當を一定の限度に止め、利益の大部分を契約者に分配するの風あり、要するに生命保險事業の相互化は近時の生命保險經營に於ける一大特質として觀ることを得べし、而して現時専ら行はるゝ相互組織は社員に責任を以て保險料を限度とするの結果非常異變の際支拂金續出して、保險料の全部を以てするも尙支辨するに足らざるとき、基金釀出者も亦其損害を共通にせざるを得ざるのみならず、普通の場合に在りても基金釀出者は社員にあらざるを以て、經營上何等の發言權を有せず、然かも會社の剩餘金を以てするにあらざれば、基金の返還を受け又は利息の支拂を得ざるを以て釀出者は其代償として常に剩餘金の分配に参加するを以

て、相互主義に於ても其剩餘金を悉く社員の手中に壟斷するを得ざるものとす、由是觀之株式組織と云ひ相互組織と云ふは單に形式上の區別にして實質上大差なきなり。

### 第三節 利益分配の方法

現今生命保險會社が其利益を分配する方法に三種あり毎年配當法据置配當法トンチン法之なり。

一 毎年配當法 此方法に二種あり、其一は一年間の利益を該年度末に於て分配するもの、換言すれば毎年其年度の利益分配に與る權利者を決定する方法にして、比較的公平なるも未だ我國に行はれず、其二は毎年配當法に依るも分配の時期を一定の期間例へば三年若くは五年据置き其時期に於て有効に繼續する保險契約に限り契約締結の年度に測り其年度の利益分配に與からしむる方法にして、前者を即時毎年配當と云ひ、後者を据置毎年配當と云ふ。故に据置毎年配當に於ては保險事故の發生に因りて保險金の支拂を受くるも、尙毎年配當の未收分を据置期間の長短に應じ爾後支拂はる

るも、若し最初の据置期間中に死亡せば利益の分配に參與する権利を失ふものなり。

二 据置配當法 此方法は五年毎に若くは十年毎に定期に利益を配當する方法にして、毎年配當法の如く其年度の利益を配當するものにあらず、又此配當に參加する権利は會社の定むる期間中契約を有効に存続せしむる場合に限り附與せらるゝものなるが故に、据置期間中死亡したる者は全然利益の分配に參與する資格なきものとす、要するに此方法はトンチンの一種にして純然たるトンチンが最終的なるに反し据置配當法は段階的たるものなり。

三 トンチン法、此方法は据置配當法の極端なるものにして、即ち毎年利益を分配せずして之を蓄積し、一定の年齢若くは保險契約の満期に至るまで生存したる者に一定の金額、例へば保險金額の倍額若くは三倍額を保險金として支拂ふもの是なり。

#### 第四節 事業報告書

保險會社は毎年一回一定の時期に於て其帳簿を閉鎖し、總會終結の後遅滞なく財産

目錄貸借對照表事業報告書損益計算書及び基金の償却、其利息の支拂、準備金並に利益又は剩餘金の配當に關する決議書を主務官廳たる農商務省に提出するを要し、且又同時に株主又は社員に之を公表せざるべからず、而して以上の書類は之を一括して事業報告書と稱し其書式は農省務大臣の定むる所なり。

事業報告書には左の事項を記載し、取締役及監査役之に署名又は記名捺印することを要す。

- 一 事業年度に於ける定款又は普通保險約款の變更其他重要なる事件
  - 二 事業の成績(第一號書式に準ず)
  - 三 生命保險に在りては統計(第二號乃至第七號書式に準ず)
- 生命保險會社に對して法律が要求する統計を掲ぐれば左の如し。
- 一 事業成績一覽表 本表は其會社の一年度に於ける事業經過を示す縮圖たるものにして、先づ其會社の行ふ保險種類毎に年始現在契約、保險金額を支拂ひたる

契約、其他の事由に因りて消滅したる契約、年末現在契約を件数金額に別て記載せしめ、更に収入したる保険料、支拂ひたる保険金額、保険金額の外に保険契約に因りて支拂ひたる金額、營業費、年末支拂備金、年始責任準備金、年末責任準備金を記載せしむるものとす。

二 保険契約種類別統計表 本表は之に依て保険種類別に其發達を究め、以て其人氣の那邊に存するやを知るに好個の資料を供するものなり。

三 保険契約金額別統計表 本表は保険金額別に新契約、被保険者の死亡したるもの、保険期間の満了したるもの、其他の事由に因りて消滅したるもの及び年末現在を人員金額に別て記載せしむるものにして、之に依て購買力の増減保険思想の程度を知るに便なるのみならず、保険金額の多寡に依り死亡其他の契約消滅に何等かの暗示を與ふるを知るに便なり。

四 被保険者現住地方別統計表 本表に依り保険思想普及の程度を府縣別並に内外

國別に知るに便なり。

五 被保険者死亡數比較統計表 本表に依り國民命數の長短男女壽命の差異及び會社の行ふ診査の寬嚴等を知るに便なり。

六 保険契約經過年數別統計表 本表に依り保險關係者の保險に對する態度並に會社の新契約募集に對する態度を知るに便なり。

七 死亡保險被保險者年齢及び男女別死因統計表 本表に依り男女別に死因を明かにし得るのみならず又年齢に依り各種の死因の間に何等かの關係存在すべきやを知るに便なり。

## 第十章 生命保険の数理

### 第一節 死亡生残表

死亡生残表とは生命保険料算出の基礎となるべき表にして、既往の経験に係る死亡統計に依り或年齢に於ける一定の人員を基礎として各年齢に於ける死亡及び生残の數的關係を示すものにして、別に之を死亡表とも云ふ、惟ふに生命保険事業は被保険者が死亡したるとき又は一定の年數を経過して生存するとき一定金額の支拂を爲すものなれば之に對して豫め徵收すべき報酬を決定するの要あり、今若し人類の壽命にして全然不規則にして一貫せる準繩の據るべきものなきに於ては、事業の基礎安定を缺くを以て、生命保険は到底合理的發達を期すべからず、然れども人類の壽命は個々に付きては不確定不規律なるも、之を大數に付きて觀察せば其間自ら整然たる一定の法則あり、而して人類の壽命は長き時代に亘りて觀察せば多少の相違あるを免れずと雖

も、一二世紀間に大なる變動あること想像し得べからざるを以て過去の結果に基きて將來を豫想するも實際の事實と大過なきを得べし、是れ信憑すべき死亡統計に基きて保険料を算定し、生命保険の合理的經營の行はるゝ所以なり。

死亡生残表の意義を明かにするが爲めには「確ラシサ」を知るの要あり、然れども之を詳論するは本書の目的外に在るを以て、簡單に其概念を得るに止めんとす、抑も「確ラシサ」は假定の上に成立するものなり、惟ふに人類の知識完全にして人類が總てを識るに於ては茲に不確定なることを除去し、森羅萬象悉く時間的空間的に一切明瞭となり、所謂偶然なること其跡を絶つべし、然れども人類の知識や完全ならず、其認識や限界あり従て不知不明なるもの常に存在する所以なり、畢竟するに偶然なる現象は人知の不完全に由來するものと謂ふべし、故に「確ラシサ」の概念は元來主觀的なり、然れども人類の経験及び知識に漸次共通性を帶ぶるに至り事物に關する知識は人に依り種々異同ありと雖も、尙之に關する科學は成立し、或程度まで人類の経験其他より推論



して動かすべからざるものとして何人も其眞なりとする部分は存在す「確ラシサ」は此意義に於て客觀的なり、而して數學上に於ては此「確ラシサ」を計算し細密に數字を以て其程度を示すことを得、殊に生命保険に於ては其基礎とすべき人類生死の「確ラシサ」を算定するは最も必要なりとす乃ち、其應用の一例として保険料算出に必要なる死亡率生殘率の算出方法を示さん。

今日本三會社表に三十五歳の者の生殘數八萬三千二百七十四人同じく三十五歳の者の死亡數六百三十六人とあれば三十五歳の初めに於て生存せし同年齡者八萬三千二百七十四人中六百三十六人は其一年間即ち卅五歲中に死亡することを示すものにして此場合に生殘數八二、五八一を以て死亡數七六七を除したる商即ち、 $00 \cdot 07637$ は三十五歳の初めに於ける生殘者一人に對する同年間の死亡者の割合を示すものにして普通三十五歳の死亡率と稱し、數學上之を滿三十五歳の者の爾後一年間に於ける「死亡の確ラシサ」と謂ふ、又同表に依れば三十六歳の生殘數八萬二千六百三十八人は右三十

五歳の生殘數より同年間の死亡數を減じたるものと同一にして、之れ即ち三十五歳の初めに於ける生殘者中一年間無事に經過して三十六歳まで生存したる者の數なれば、三十五歳の生殘數を以て三十六歳の生殘數を除したる、商即ち $0992362$ は三十五歳の初めに於ける生殘者一人に對する一年後に於ける生殘者の割合にして、普通三十五歳の生存率と稱し數學上之を滿三十五歳の者の爾後一年間に於ける「生殘の確ラシサ」と謂ふ、此の如く過去の經驗即ち死亡生殘表に依りて將來の事實も之と大差なきものなりと假定すれば同一年齡の者が一年間に幾人死亡し又幾人生殘するかを觀察することを得べく、又之を基礎として保険料を決定することを得べし、而して死亡生殘表にて定まりたる各年齡に對する死亡率を其年齡に於ける豫定死亡率と云ふ。

死亡生殘表は通例十歳の者十萬人を基數とし、其中より年々死亡し終に十萬の人悉く死亡して一人の生殘者なきに至るまでの間逐年各年齡の初めに於ける生殘者の數と同年齡中死亡者の數とを併記したるものなり。

死亡生殘表は其作成の基礎を一般國民に取るか又は被保險者に取るかに依り、前者を國民表又は一般表と呼び後者を經驗表又は選擇表と稱す。抑も生命保險事業發達の初期に在りては完全なる經驗表を得るに道なかりしを以て、何れも國民表に依て保險料を算定せり惟ふに斯業に充分の經驗を積みたる曉には、其實際の結果たる經驗表に依るを以て理論上正當なるの觀ありと雖も、一概に斷定するを得ず、蓋し我國の三大會社たる日本明治帝國の三社の經驗より成れる三會社表は矢野氏の國民表よりも高き死亡率を表はしたるを以てなり、故に他の條件を同一なりとせば國民表よりは經驗表に依るを以て比較的高き保險料を課さざるを得ざるの結果を來たし、一見奇異の感なき能はず、然れども實際上兩者の死亡率に差異あるも營業政策上より保險者は附加保險料に於て調節を行ふが故に保險料に比較的大差なきものとす。

死亡生殘表中保險契約締結後經過せし年數の如何を問はず、死亡率を單に年齢のみに依りて區別して編成したる死亡表を總合表と云ふ、之に二種あり全總合表若干年截

斷表之なり、全總合表とは各保險契約に付き其契約よりの經驗を悉く網羅して編成したるものにして、若干年截斷表とは契約後若干年の經驗を除き、其以後の經驗のみを材料として編成するものを云ふ、例へば契約以後五年間の經驗を除外し六年目よりの材料に基きて編成するものを五年截斷表と呼ぶが如き之なり。

凡そ被保險者の死亡率は其年齢に依りて異なるのみならず、猶契約後の經過年數に依りても亦大に異なるものとす、惟ふに生命保險契約には必ず身體検査を要するものなれば、等しく二十歳の者と雖も二三年前に契約したるものと最近に契約したるものとの間には、自ら其死亡率を異にす蓋し現今の學說に依れば診査の効力は唯其當時に於てのみ顯著たるに過ぎずして、年の經過と共に其効果を減じ、五年後に至て皆無となるを以てなり故に精密に死亡率を計算せんとせば單に年齢のみならず、猶契約後の經過年數に従ひて區別せられたる死亡率を知らざるべからず、而して此目的の爲めに作成せられたる表を選擇表若くは經驗表と稱するは既に述べたるが如し。而して選擇表

には経過年數に付き契約後一年毎に其死亡率を示すこととなり、若し契約年齢を十五歳より六十歳迄とすれば四十六個の全く異なる死亡表を要するに等し、然るに若し常に四十六個の異なる死亡表を必要とすれば、繁雜にして殆ど實用に適せずとも、幸に契約して一定の年數以後は契約後の年數に基因する死亡率の變動は至て微少となり、之を顧慮せざるも支障なきを以て選擇表を作成するに當りて、契約後五年乃至十年以後の死亡率は之を終局表と稱する一の総合表に歸せしむるものとす。

死亡生殘表の作成には三法あり、死數法、生數法及び改良法之なり死數法とは往時人口統計存在せず單に死亡者の數のみ判明せる時代に之を材料とし、見込に依りて按排して作成せるもの、即ち一國に於ける死亡者の年齢別のみを材料として作成する方法なるが故に、頗る不完全のものたり、かの有名なるハレー氏表は此方法に依りて作成せられたるものなり、次に生數法は之に反して一國に於ける生殘者の年齢別のみを材料として作成する方法にして、前者と同様に不完全なるものなり、蓋し以上二方法

の完全なるが爲めには(一)一國の人口は常に同一なること(二)出生數と死亡數とは常に同一なること(三)年齢別人口は一定不變なること(四)一國の人口中には移出入の如き移動なきこと等の事實上不可能なる條件の假定を要すればなり、然るに改良法は既に述べたるが如く年齢別の生殘者數と其死亡者數との關係を材料として編成するものなるが故に、最も完全なるものなり從來世に公にせられたる死亡生殘表は枚舉に違あらざるを以て單に我國に於て使用せらるゝ種類を擧ぐるに止むべし。

### 第一 内國表

一 藤澤氏第一表 此表は藤澤博士が明治十四年より明治二十年に至る七ヶ年の日本人口統計に依りて編成したるものなり。

二 藤澤氏第二表 同氏が日本生命保險株式會社の囑託に依り第一表と同一材料を以て編成したるものにして、零歳より九歳に至る幼年者の分は明治二十年の材料に依るものなり。

- 三 矢野氏第一表 同氏が内務省統計報告に依り明治十九年より明治二十五年に至る全國年齢別人口及び死亡數に基きて編成せるものなり。
  - 四 矢野氏第二表 同氏が明治二十四年より明治三十一年に至る八ヶ年間の日本人口統計に依り編成したるものなり。
  - 五 森村氏表 同氏が明治二十年より明治二十九年に至る十ヶ年間の内務省統計報告に依り編成したるものなり。
  - 六 日本三會社表 本表は日本帝國明治の三大會社の經驗に基き編成したる物なり
- 第二 外國表
- 一 英國十七會社表 第十九世紀の上半期末當時英國生命保險會社の十七社が倫敦アクチュアリー會議に於て死亡生殘表の作成を決議し、當該十七會社の被保險者死亡統計を基礎として編成したるものなり、我國に於て最も廣く行はる。
  - 二 英國二十會社表 本表は一八六九年英國保險學會の主唱に依り同學會監督の下

に同國の生命保險會社二十社の被保險者の死亡統計を基礎として編成したるものなり。

- 三 亞米利加實驗表 米國紐育生命保險相互會社の保險技師ホーマン氏が米國諸會社の實驗に基きて編成したるものにして米國の諸會社は大概本表を使用せり我國に於ても之を使用する會社漸次増加する傾向あり。
- 四 英國フアール氏表 同氏が英國國民表に依りて編成したるものにして男女の二表あり。

第二節 生命保險料の計算

第一款 純保險料

既に述べたるが如く普通に生命保險料と稱する表定保險料は、純保險料及び附加保險料より成立するものにして、純保險料とは會社の經費特別危險豫定利益等を算入せずして、單に死亡生殘表に依れる年々の死亡數と豫定利率とのみを基礎として計算し

たるものなり、以下終身保険定期保険生存保険及び養老保険の各種類に付き、其純保険料の算出方法を説明すべしと雖も、之が詳細なる研究は本書の目的にあらざるを以て單に其概念を得るに止むべし。

第一 終身保険

一 一時拂純保険料 一般に了解し易からしめんが爲めに數式に依らず英國十七會社表に基き豫定利率を四分保険金額を壹百圓としたる場合に於て、保險年齢三十五歳の被保險者に對する一時拂純保険料を求めんに、同表に依り三十五歳の者八二、五八一人の中契約後十年目即ち四十四歳の死亡者は八八一人なれば、之れに要する保險金額は八萬八千一百圓なり、而して豫定利率は年四分なるが故に十年後に要する上記金額の現價は五萬九千五百一十一圓五十五錢なることを知るべし、即ち今此金額を準備し之を年四分にて利殖すれば十年目の死亡者八八一人に百圓宛の保險金を支拂ふて過不足なきを得べし、之と同様に二十年目即ち五十四歳の死亡者は一、三一六人なれば、

之に要する保險金額は十三萬一千六百圓にして、此現價は六萬六十圓五十二錢九厘なり、右は單に十年目二十年目に對する計算なりと雖も、其以前の年度に於て最後の被保險者の死亡に對して支拂ふべき保險金額の現價を同様に算出することを得べし、此の如く利率を年四分と協定すれば、各年度に於ける死亡者に對して支拂ふべき保險金額の現價を合計したるものは二百八十一萬一千二百二十九圓四十六錢となるが故に、契約の當初此元金を準備すれば八二、五八一人の被保險者が悉く死亡する迄、毎年の死亡者に對し契約の保險金一百圓を過不足なく支拂ふことを得べし、而して此金額を被保險者全部即ち八二・五八一人に分擔せしむるときは、一人當り三十四圓四錢となるべし即ち契約の當初被保險者が三十四圓四錢宛醸出せば其死亡に際して、各一百圓の保險金を支拂はるべし、此一人分の醸出金を指して一時拂純保険料と稱するものとす。

二 年拂保險料 前述の一時拂保險料に於ては一時に多額の保險料を支出せざるべからずして、多數の人には不便尠からざるを以て一時拂に代ふるに年賦拂込の方法に

て保険料を徴収するを常とす、之を年拂保険料と云ふ、其計算は年金計算を應用するものにして、即ち保険料を拂込むべき者は其年の生存者なれば、年金會社が年々の生存者に支拂ふべき年金は毎年被保険者より保險會社に拂込むべき保険料に相當すべし、故に前記の三十五歳の例に依れば同一年金の者が前拂終身年金一圓を購買するには、幾許の前金を拂込むことを要するかを見るに、十七圓十四錢四厘なり、仍て反對に前掲の三十四圓四錢を以ては幾何の前拂終身年金を購買し得るかを計算するときは、一圓九十錢八厘を得べし、是れ即ち被保険者が三十五歳の初に當り一時に三十四圓四錢の保険料を拂込む代りに、自己の生存中年々一圓九十錢八厘を拂込めば會社は此保険料を年四分の利率にて利殖し九十九歳の最年長者の死亡するまで毎年の死亡者に約定の保険金を支拂ふことを得るなり、此拂込方法による終身保險を有限終身保險に對して尋常終身保險と云ふ。

分割拂保険料は年拂保険料を、半年拂保険料に在りては二分し、三ヶ月拂保険料に

在りては四分したるものに失はれたる利息収入の補償集金費用等を附加して計算するものなるが故に年拂保険料に比して割高なるは勿論なり。

## 第二 定期保險

前記の例に於て保險期間を一年とする定期保險の純保險料を求めんに、英國十七會社表に依れば三十五歳の者の生殘八二、五八一死亡數七六七なるが故に生殘數を以て死亡數を除し之に保險金額一百圓を乗ず時は所要の保險料九十三錢を得べし、然共保險金は或は年の始めに支拂はるとあるべく、或は年の終りに支拂はるとあるべしと雖も、多數の場合を平均すれば年の半に支拂はるべきものとするを得べく、之と同時に保險料の徴收は實際上年の始めに爲すべきものなるを以て、半年間の利子を割引くの要あり、而して豫定利率は年四分なるが故に保險料の現價は約九十二錢となるべし。

## 第三 生存保險

前記の例に於て保險期間を十年(四十五歲滿期)とする生殘保險の純保險料を求めん

に英國十七會社表に依れば三十五歳の者八二、五八一一人が四十五歳に於て生殘するは七四、四三五人なるを以て、今より十年後に支拂ふべき保険金の總額は、保険金一百圓に四十五歳の生殘數を乗じたるもの即ち七、四四三、五〇〇圓なりとす故に十年後に支拂ふべき保険金七、四四三、五〇〇圓の現價を算出し、之を三十五歳の者の生殘數八二、五八一一人にて除したる商は被保險者一人に對する純保険料たるべし。

#### 第四 養老保險

養老保險とは一定の期間生存するときは、所定の保険金を支拂ひ又其期間内に死亡するも其時同數の保険金を支拂ふ方法にして、即ち一定年間の定期保險と一定年後の生存保險より成立するものなるが故に、別に生死混合保險と稱する所以なり、從て其一時拂純保険料も兩者を合計したるものとす。

#### 第二款 附加保險料

附加保險料の意義に付ては既に述べたり、故に本款に於ては現に我國に行はるるも

の、中主なるものを述べし。

- (イ) 新契約締結に要する費用を保險金の一定歩合とし、之に加ふべき契約繼續に要する費用を一時拂表定保險料の一定歩合とすること。
- (ロ) 新契約締結に要する費用を一時拂表定保險料の一定歩合とし、之に加ふべき契約繼續に要する費用を同じく一時拂表定保險料の一定歩合とすること。
- (ハ) 一時拂純保険料に一定歩合を乗じたるものに加ふるに保險金に一定歩合を乗じたるものを以てすること。

右は附加保險料を新契約費と繼續費とより成立するものとして計算したるものなり、而して附加保險料の計算には從來種々の形式ありて、枚舉に遑あらずと雖も、要するに之を實際に應用する場合には其何れが最も公平なるかを考究して之を決定すべきものとす、尙純保険料は前述の如く一定の數理に基きて算出するものなるが故に、死亡生殘表と豫定利率にして同一なれば、同一條件の保險種類に在りては常に同一の

結果を示すと雖も、附加保険料は各會社任意に之を定むるが故に表定保険料の上に差異を生ずるなり。

### 第三節 責任準備金

責任準備金とは既に述べたるが如く、會社が保險契約上の責任を全ふせんが爲めに積立つることを要する金額なり、換言すれば保險金又は解約返戻金の支拂に際し遺憾なく其義務を履行し得るが爲めに、法律が特に保險會社に對して強制したる積立金なり、而して生命保險會社の責任準備金は保險業法施行規則第十五條に依り、之を保險料積立金、未經過保險料の二者に區別することを要す。

#### 第一款 保險料積立金

保險料積立金は國法が生命保險會社にのみ命じたるものにして、損害保險會社に在りて單に未經過保險料を積立つるを以て足るものとす、蓋し生命保險料は平均保險料式に依りて計算せらるゝに反し、損害保險料は賦課保險料式に依りて算出せらるゝこ

と既に述べたるが如きを以てなり。而して會社に拂込まれたる保險料は會社の決算年度の關係により既經過保險料と未經過保險料とに區別す、保險料積立金は既經過保險料中より將來の危險に對して備ふる金額を云ふものなり。

凡て死亡の「確ラシサ」は年齢に依りて差異あるも、概言すれば若年に於ては死亡率比較的低く老年に進むに従ひて其率を増加するものとす、故に保險料を年齢に對應する死亡率に基きて算出すること、即ち所謂自然保險料式に依るときは會社は年々保險料を更新し、之を増加したる割合に於て徴收せざるべからず、然れども此の如きは人は老年に向ふに従ひ漸次生産能力に減退を來たすと假定したる場合に、却て保險料は遞増するものなるが故に甚だ不調和なる方法と謂はざるを得ず、之を以て會社は契約後總ての年齢を通じて同一なる保險料、即ち平均保險料を徴收するに依て前記の缺點を避くるに至りたるも、此場合に契約の初期に於ける保險料の過剩部分は之を會社の負債として積立つるに義務あり、之れ保險料積立金の必要ある所以なり、而して其計



算方法は複雑なりと雖も要するに或時期に於て會社が被保險者に對して有する權利と義務とを金錢價值にて比較し、其義務の權利に超過したる差額を會社の責任に於て積立つるに在り、茲に會社の權利とは將來收入すべき保險料の現價にして、又被保險者に對する義務とは被保險者の死亡又は契約満期に際し會社が支拂ふべき保險金の現價にして、此金額たる其時期に於て被保險者の到達年齢に對應する一時拂保險料に該當するものとす、而して此權利義務は第一回保險料を收受して保險契約成立の瞬間同等の價值にて現はるゝも、爾後會社の權利は減少し關係的に義務は却て増加するが故に、此缺陷を補はんが爲に保險料積立金の必要を生ずるなり、而して其計算方法には種々あるも普通に行はるゝは純保險料式チルメル式年賦償却法及營業保險料式の四種とす。

第一 純保險料式 純保險料式は保險料積立金計算の基礎を全然純保險料の上に置く方法にして、保險料を一時拂にする場合には會社の義務即ち將來支拂ふべき保險金の現價は其權利即ち將來受取るべき保險料の現實にして、此場合に於ける一時拂純保

險料に外ならず、而して此純保險料は即ち積立つべき保險料積立金なり、次に年拂保險料の場合に於ける保險料積立金は其之を計算せんとする時期を限界として、將來支拂ふべき保險金の現價より將來收入すべき保險料の現價を減じたるものにして、此場合會社が年々收受する保險料は保險契約者が會社に對して毎年支拂ふべき生命年金と同視することを得るが故に、其現價は爾後毎年受くべき生命年金の現價に其年拂保險料を乗じたるものに等し、故に之を將來支拂ふべき保險金の現價より減せば其殘額は即ち其時に於ける保險料積立金たるなり。

純保險料式に依る積立金は學理上最も正當なる方法なりと雖も、現今の生命保險事業に於けるが如く新契約に際して多額の費用を要するものに在りては、決算に於て多額の缺損を繰越すにあらざれば、到底實行すること能はざるが故に、我國に於ては新設會社は勿論四五の大會社を除き爾餘の群小會社は何れも此式に依らず、チルメル式若くは年賦償却法に依りて保險料積立金を計算し、以て實際に積立つることを要すべ

き金額よりも少なきものにて、一時を糊塗するを常とす故に會社が純保険料式に依りて保険料積立金を算出せざるときは、貸借對照表中責任準備金の下に純保険料式に依りて算出したる金額を附記し、之を農商務大臣に差出すことを要するなり。

## 第二 チルメル式

チルメル式は保険料積立金計算の基礎を純保険料式と同様に、全然純保険料の上に置き附加保険料を考慮せざるものなれども、新契約費の一部を其契約年度の保険料積立金中より一定の計算に基きて之を流用し、爾後一定の期間に其後收得すべき附加保険料の一部を以て償却し、以後全然純保険料式と同一の保険料積立の方法を講ずるものを云ふ。

元來生命保險會社が被保險者を募集し之が身體検査を行ひ、保險證券を發行するに至るまでの費用即ち新契約費は會社に依りて同一ならずと雖も、要するに初年度の年拂保險料中に包含せらるゝ附加保険料のみに依りて之を支辨するは頗る困難なるが故

に、初年度に於ける純保険料を或程度まで流用し、次年度以後に於ける附加保険料を以て之を償却するは會社の計算上甚だ便宜の處理たるを失はず、之れ獨逸の保險數學者「チルメル」の創意に係る方法なるを以て、世にチルメル式の稱ある所以なり。

右の償却期間は保険料期間と一致せしむるも不可なきが如しと雖も、會社が豫定したる將來の保険料は其收得甚だ不確定なるを以て通常五年十年若くは長くも十五年間に之が償却を完了せしむ、我國の保險會社は新契約費控除額として保險金の百分の二以内とするを普通とし、之を初年度に於ける純保険料式積立金中より控除し、一定期間内に年金計算に依りて之を償却するもの多し。

第三 年賦償却法 年賦償却法に依る保険料積立金も亦計算の基礎を純保険料の上置きチルメル式と同様に純保険料式保険料積立金中より初年度に於て新契約費を流用し、之を五年十年等の一定期間に漸次之を償却するものなるも、チルメル式の如く其償却に當り年金現價の計算を用ふることなく、單純なる年賦を以て之を行ふものな

り、即ち保険金一千圓の新契約控除費を二十圓なりとし、五年間に償却するものとせば初年度の終りに二十圓に對する利子と四圓とを償却し、爾後年々未償却金に對する利子と四圓との償却を續行し、五年目の終りに於て全部の償却を完了するものとす。

**第四 營業保險料式** 營業保險料式は其計算の基礎を純保險料並に營業保險料の上に置く方法にして、即ち保險料積立金を計算せんとする時に於ける一時拂純保險料より將來收受すべき營業保險料の現價を控除したる殘額を以て保險料積立金と爲す方法なり、故に此式に依る積立金は純保險料式に依るよりも、將來收受すべき營業保險料中の附加保險料の現價だけ少なきものとす、換言すれば將來收受すべき附加保險料を現價に換算して、之を純保險料式積立金中より流用するの結果となり、爾後會社は經費の出所無きに至るべきを以て、甚だ不當なる方法と謂はざるを得ず。

## 第二款 未經過保險料

未經過保險料とは保險契約の年度が會社の決算年度と一致せざるが爲めに生ずるものにして、未だ經過せざる危險に對する保險料なるが故に、之を會社の負債として積立つるを要するものとす。

未經過保險料の計算は個々の保險契約に付き之を行ふを以て、最も精密なりとす。雖も、契約の期日區々にして又保險料拂込の方法に種々あるが故に、計算上の煩を避くるが爲め普通我國の保險者が採用する方法は、一年を通じて危險が毎月平均に發生するものと假定し年拂保險料に未經過月數を乗じ之を十二分したるものを以て未經過保險料とするもの多し、而して我保險業法施行規則に依れば未經過保險料は箇々の契約に付き之を計算せざるときは、其事業年度に收入したる保險料の四分の一を下ることを得ずとせり、故に未經過保險料は何れの方法に於て計算するも法定額以上たることを要するなり。

## 第四節 解約價格

## 第一款 解約價格の意義

解約價格とは保険料の不拂に因り、又は法律の規定若くは保険約款の定むる所に因り生命保険契約が失效又は解除せられたる場合、若くは保険者が免責條款に基きて保険金支拂の責に任ぜざる場合に、保険者が既收保険料中被保険者の爲めに積立てたる金額即ち責任準備金を限度として、一定の金額を保険契約者に交付す、解約價格は即ち此金額を意味するものにして、保険者が保険証券と引換に解約價格を交付する點より觀察して之を別に保険証券買戻價格とも稱す。

按ずるに保険事業の創始時代に於て解約價格は全然認められず、悉く保険者の沒收する所なりき、然れども後年責任準備金の本質が闡明せらるゝに及び、此の如きは全く條理に反するのみならず、同業者間の競争は政策的に之が支拂を促進せしめたると同時に其金額も漸次増加し、現今解約價格として責任準備金の全部を支拂ふものあるに至れり、蓋し責任準備金は前述の如く保険者が保険契約上の義務を履行するが爲め

に、既收保険料中より將來の危険に對する分を被保険者の爲めに積立つるものなるが故に、換言すれば保険契約者は被保険者の實際危険に對應するよりも多き保険料を豫め支拂ふものなるを以て、保険者が之より成立する責任準備金を悉く沒收するは不當の利得なればなり、然れども解約は次に擧ぐる理由に依り、保険者に損害を及ぼすものなるを以て、之より適當の控除を行ふは寧ろ正當なりと謂ふべし、蓋し(一)既に述べたるが如く新契約費は附加保険料の大部分を占むるものにして、多くの場合に其補填は將來收入すべき保険料に俟たざるべからざるが故に、從て解約の際新契約費の未償却分に對して、當然解約返還金中より之を賠償せしむべきものとす(二)且夫れ解約者は一般に健體と信ずべき理由あり、從て健體者の解約は保険者の構成する危険團體の素質を不良ならしむるものなり、換言すれば殘餘團體中不健體者の健體者に對する割合増加し、所謂抗死力の減退を來たす結果となるを以て、保険者は之に對して相當の賠償を返還金に求むる理由あり。